

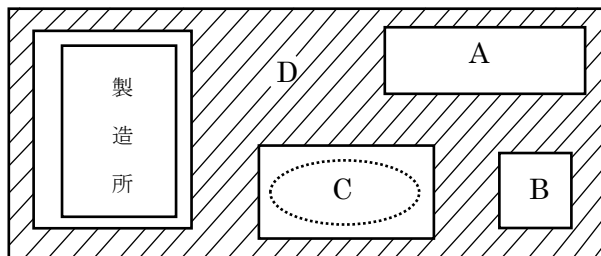
## 第1 総則

### 1 貯蔵タンク等を設置する場合の屋内、屋外及び屋上の定義

- (1) 「屋内」とは、建築物内並びに側面、上面及び下面を覆われた場所をいう。
- (2) 「屋上」とは、建築物の屋根の上で、その周囲の相当部分が壁のような風雨を防ぎ得る構造を欠いている場所をいう。
- (3) 「屋外」とは、前記(1)(2)以外の場所をいう。

### 2 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一の場所の扱い

「同一の場所」とは、原則として同一の敷地、同一の建築物若しくは耐火構造等の床又は壁で区画された室又はタンクにおいて貯蔵し、又は取り扱う場合である。



図中A及びBは独立棟の建築物、Cは地下に埋設されたタンク、D(斜線範囲内)は「屋外の範囲」を示し、A、B、C及びDはそれぞれ別の「同一の場所」とみなして危険物の数量を算定する。

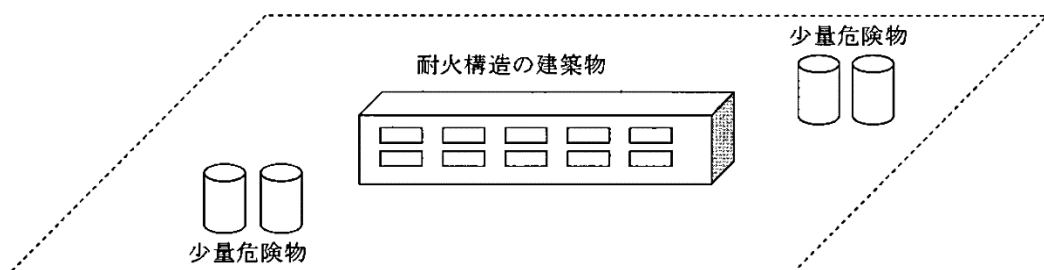
なお、指定数量の5分の1未満の危険物(以下「微量危険物」という。)を貯蔵し、又は取り扱う場合も同様とする。

#### (1) 屋外の場合

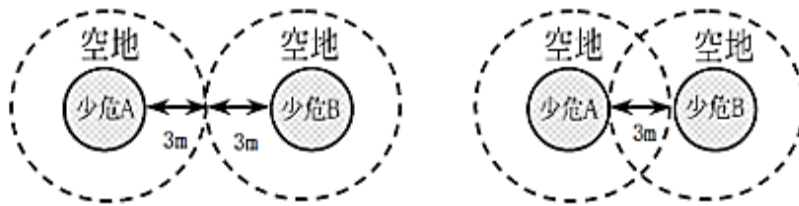
原則として同一の敷地とする。ただし、次に掲げる場合は、それぞれに示す場所ごととすることができる。

##### ア 容器又は設備により貯蔵し、又は取り扱う場合

施設相互間が耐火構造の建築物又は塀等で防火上有効に隔てられている場合、防火上安全な距離を有する場合など、各施設が独立性を有していると認められる場合は、それぞれの施設ごととする。



【耐火構造の建築物により隔てられている例】



【少量危険物A・Bが独立性を有している例】

【少量危険物A・Bを同一施設とみなす例】

※ 3 mはあくまで参考例とし、取扱い設備と貯蔵など各施設が独立性を有している等は各消防署で判断する。

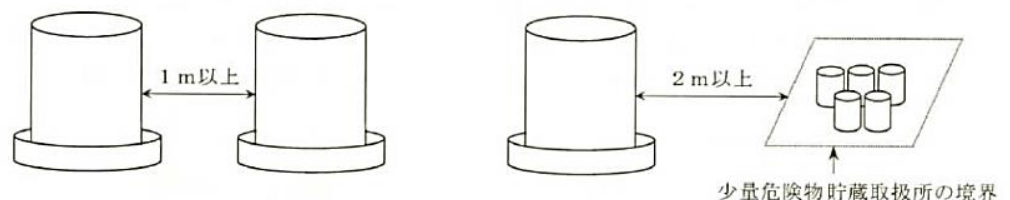
塀等により防火上有効に隔てたれている場合は、次による。

- (ア) 材質は、特定不燃材料（国土交通省告示第225号）とする。
- (イ) 高さは、1.5 m以上とする。ただし、貯蔵又は取扱いに係る施設の高さが1.5 mを超える場合には、当該施設の高さであること。
- (ウ) 幅は、相互施設を遮へいできる範囲以上とする。
- (エ) 構造は、風圧及び地震動により容易に倒壊、破損しないものとする。

イ タンクにより貯蔵し、又は取り扱う場合

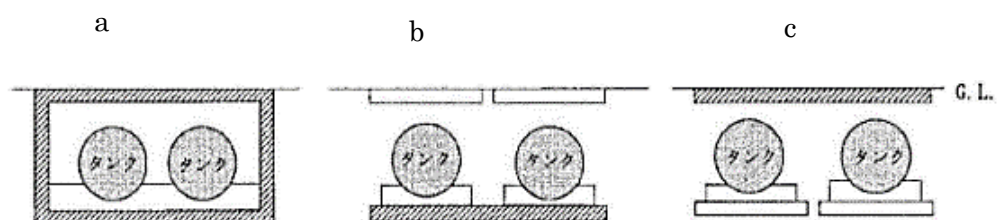
- (ア) 屋外タンク（タンクごとに1 m以上の離隔距離（側板間の最短距離）が確保できているものに限る。）はそれぞれのタンクを一の施設とする。

なお、屋外タンクとタンク以外の屋外の少量危険物貯蔵取扱所を隣接して設置する場合は、屋外タンクと当該貯蔵取扱所との距離は2 m以上とする。



- (イ) 地下タンクで次のいずれかに該当する場合は、それぞれを一の施設とする。

- a 同一のタンク室内に設置されている場合
- b 同一の基礎上に設置されている場合
- c 同一のふたで覆われている場合



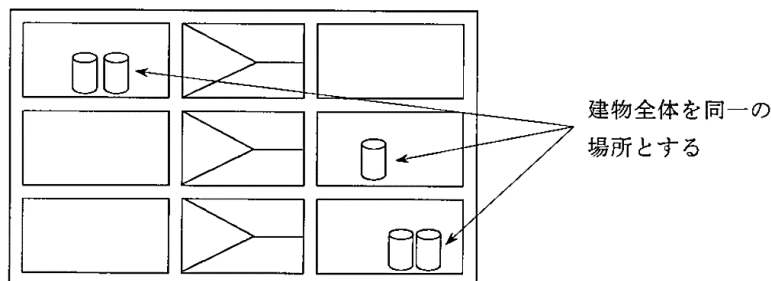
ウ タンクと設備が同一工程の場合

貯蔵及び取扱いが同一工程である場合は、当該同一工程を一の施設とすることができる。



(2) 屋内（「屋上」を除く。）の場合

第1. 2のとおり独立棟の建築物は、原則として同一の場所とみなす。



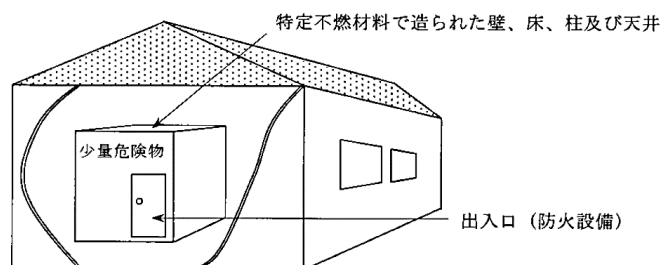
ただし、次に掲げる場合は、それぞれに示す場所ごととすることができる。

ア 危険物を取り扱う設備の場合

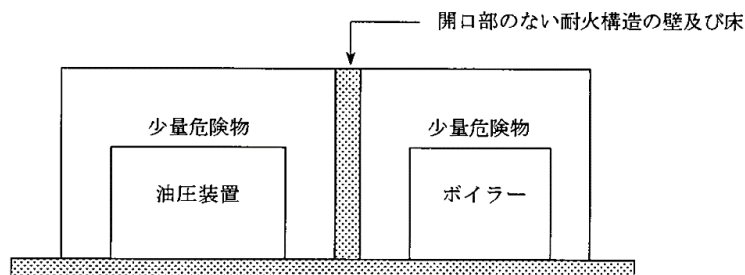
次の（ア）、（イ）による。

なお、危険物を取り扱う設備とは、吹付塗装用設備、洗浄作業用設備、焼入れ作業用設備、消費設備（ボイラー、バーナー等）、油圧装置、潤滑油循環装置などをいう。

（ア） 危険物を取り扱う設備が、出入口（防火設備）以外の開口部（防火ダンパーが設置された換気設備及び燃焼機器等に直結する排気筒を除く。）を有しない特定不燃材で他の部分と区画されている場所（以下、以下「不燃区画例」という。）

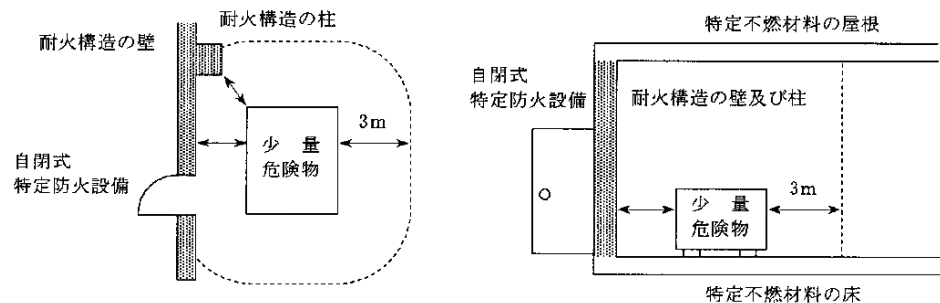


なお、不燃区画例の少量危険物貯蔵取扱所を連続（隣接及び上下階）して設けることは、原則としてできない。ただし、少量危険物貯蔵取扱所相互間を区画する壁及び床を開口部のない耐火構造とする場合は、この限りでない。



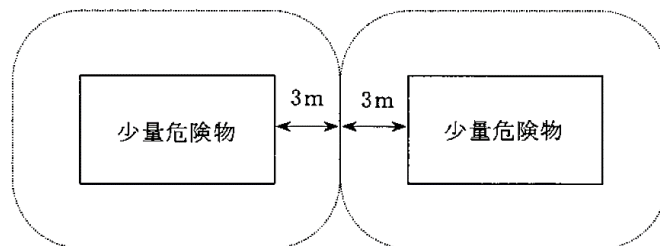
(イ) 危険物を取り扱う設備（危険物を移送するための配管、ストレーナー、流量計（ポンプを除く。）等の附属設備を除く。）の周囲に幅 3 m 以上の空地が保有されている場所（以下、「保有空地例」という。）

- a 当該設備から 3 m 未満の距離にある建築物の壁（出入口以外の開口部を有しないもの、換気設備及び燃焼機器等に直結する排気筒等に防火ダンパーが設置されたものに限る。）及び柱が耐火構造である場合、並びに当該設備から 3 m 未満の距離にある出入口が随時開けることができる自閉式特定防火設備である場合にあっては、当該設備から当該壁、柱及び出入口までの距離の幅の空地が保有されていること。



また当該施設及び空地の範囲の床及び天井等が連続（上下階）する少量危険物貯蔵取扱所を区画するものである場合は、当該部分を耐火構造とすること。

- b 空地は、天井（天井がない場合は屋根等）までをいう。  
空地の上方に電気配線、ダクト等が通過する場合は、火災の実態危険のないものであること。
- c 保有空地例における施設範囲及び空地の範囲をペイント、テープ等により明示するよう指導すること。
- d 複数の少量危険物貯蔵取扱所等を保有空地例で設置する場合は、空地を相互に重複することはできない。



イ 容器又はタンクにより貯蔵し、又は取り扱う場合

不燃区画例による。

ウ ア及びイが共存している場合

イによる。

エ 物販店等で容器入りの危険物が陳列販売されている場合

階ごとに防火上有効に区画された場所とする。

当該場所是不特定多数の人が出入りし、可燃物も多量にあることが予想されるため、当該区画された場所には危険物の量が指定数量の5分の1未満となるよう指導すること。

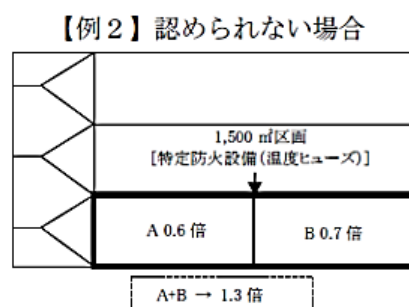
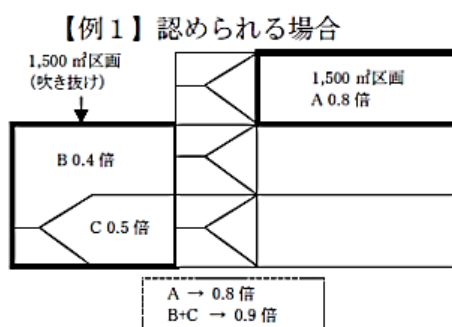
また、引火点40℃未満の危険物については、空容器を陳列する等、できるだけ危険物を置かないよう指導すること。

オ 大学、研究所その他これらに類する施設における貯蔵及び取扱いの場合

(ア) 不燃区画例による場所

(イ) 階ごとに防火上有効に区画された場所

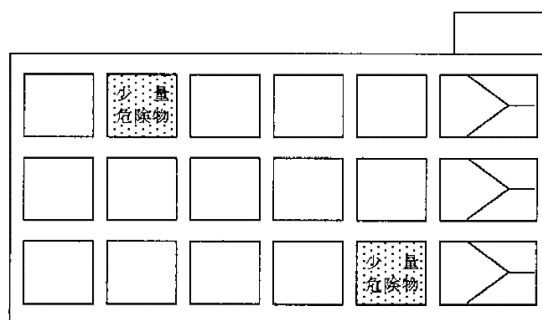
a 建基令第112条第1項の防火区画がされた場所



b 建基令第112条第9項の防火区画がされた場所

カ 共同住宅等において貯蔵し、又は取り扱う場合（階層住宅等の燃料供給施設を含む。）

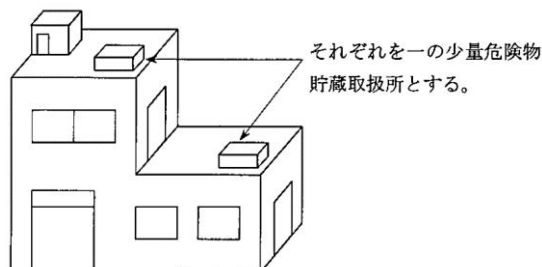
危険物の管理権原者の異なる場所ごととする。なお、個人の住居での届出対象貯蔵量は指定数量の2分の1以上とする。（吹田市火災予防条例（以下「条例」）第46条）



### (3) 屋上の場合

次に掲げる場合は、それぞれに示す場所ごととする。

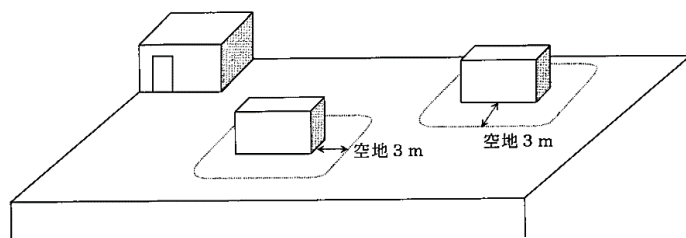
#### ア 同一建物に屋上が2以上ある場合



#### イ 保有空地例による場合（危険物を取り扱う設備は、ボイラー又は、発電設備等の消費設備に限る。）

この場合において、保有空地例における空地の範囲をペイント、テープ等により明示するよう指導する。

また、複数の少量危険物貯蔵取扱所を保有空地例で設置する場合は、空地を相互に重複することはできない。



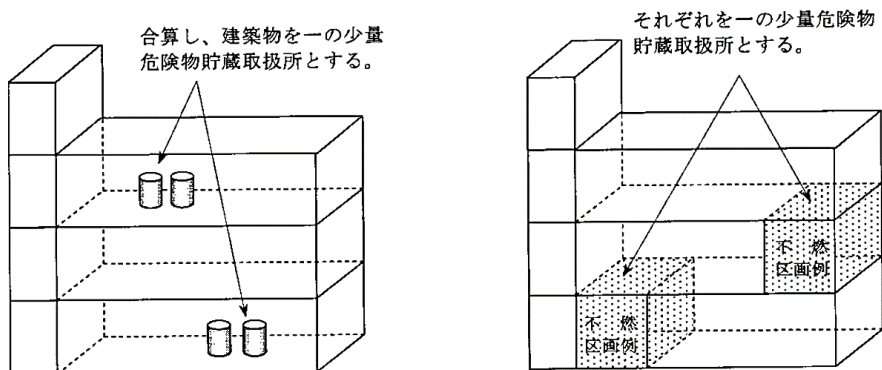
### (4) 屋外及び屋内が混在する場合

屋外及び屋内にある少量危険物等貯蔵取扱所が配管等で接続されている場合は、原則別の施設とする。ただし、工程上関連性、連続性が高く、同一施設として規制すべきと思われる場合はこの限りではない。

### (5) 特殊な場所の場合

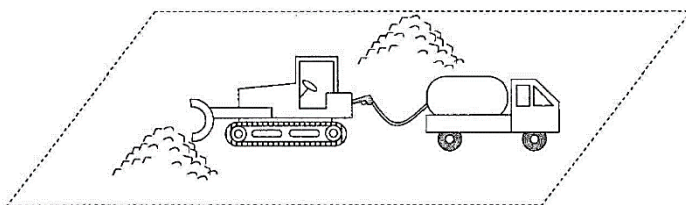
#### ア 新築工事中の現場において貯蔵し、又は取り扱う場所

原則として、建築物ごととする。ただし、不燃区画例による場合は、この限りでない。



イ 建築現場等において土木建設重機等に給油する場合

一の工事場所と判断できる範囲とする。なお判断の目安としては、当該場所にある土木建設重機等が工事のため移動する範囲ごととする。



ウ シールド工事で危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合

立杭及び掘削機により掘削する場所ごととする。ただし、複数のトンネルを複数のシールドマシンを用いて工事する場合であっても、立杭を共有し、かつ、到達点が同一であるものは当該場所ごととする。

なお、掘削機等で貯蔵し、又は、取り扱う危険物は、引火点 $100^{\circ}\text{C}$ 以上のものを $100^{\circ}\text{C}$ 未満の温度で貯蔵し、又は取り扱う場合に限る。

### 3 危険物の数量の算定

危険物の数量の算定については、次の例による。

#### (1) 貯蔵施設の場合

貯蔵する危険物の全量とする。

#### (2) 取扱施設の場合

取り扱う危険物の全量とする。なお、次に掲げる場合は、それぞれによる。

ア 油圧装置、潤滑油循環装置等による危険物の取扱いについては、瞬間最大停滞量をもって算定する。

イ ボイラー、発電設備等の危険物の消費については、1日に想定される最大取扱量をもって算定する。

なお、油圧機器内蔵油、熱媒油等の危険物及び発電設備で潤滑油（危険物）を使用する場合にあつては、算定にあたって当該量を合算する。

非常用発電機等の取扱量の算定にあつては、届出数量以上の危険物の取扱いを行うと違反となるおそれがある旨の説明を十分に行った上で、届出者の意向により決定すること。

この際、誓約書等で届出者の数量の意向を届出書に反映させておくよう指導すること。

ウ 洗浄作業及び切削装置等の取扱いについては、洗浄後に回収し、同一系統内で再使用するものは瞬間最大停滞量とし、使い捨てするもの及び系外に搬出するものは1日の使用量とする。

(3) 貯蔵施設と取扱施設とを併設する場合

ア 貯蔵施設と取扱施設とが同一工程にある場合

貯蔵する危険物の全量と取り扱う危険物の全量とを比較して、いずれか大きい方の量とする。

イ 貯蔵施設と取扱施設とが同一工程にない場合

貯蔵する危険物の全量と取り扱う危険物の全量を合算した量とする。

ウ 自動車等へ給油することを目的に設けられた簡易タンクの場合

貯蔵量又は1日の取扱数量のいずれか大きい方の量とする。

(4) 算定から除外できる場合

ア 指定数量の5分の1未満の燃料装置部が同一の室内に設置されている石油ストーブ、石油コンロ等で専ら室内の暖房又は調理等の用に供する場合は、当該石油ストーブ、石油コンロ等で取り扱う危険物を当該室内における危険物の数量の算定から除外することができる。

イ 建設現場等における土木建設重機等の燃料タンク内の危険物は数量の算定から除外し、1日の給油量で算定することができる。

## 第2 指定数量未満の危険物の貯蔵又は取扱いの遵守事項（条例第30条）

### 1 漏れ、あふれ、又は飛散しないよう必要な措置（第3号）

危険物の貯蔵、取扱い形態に応じた密栓、受皿、バルブの管理等をいう。

### 2 危険物の容器（第4号）

#### （1）容器

「容器」は、固体の危険物にあつては危険物の規制に関する政令（以下「危政令」）別表第3及び第3の3、液体の危険物にあつては危政令別表第3の2及び第3の4において適応する運搬容器の材質又はこれと同等以上の耐熱、耐薬品性及び強度を有する材質のものとする。

#### （2）表示

文字の大きさ、色等は任意とするものであるが、容器の大きさ、色等を考慮し、容易に識別できるものとする。

#### （3）運搬容器

危険物の運搬に用いる容器は、消防法第16条の適用を受けるものであること。

### 3 地震等による容器の転倒防止措置（第6号）

地震等による容器の転倒防止措置は、次による。

#### （1）高さが低く、据付面積が大きい戸棚等に転倒しないと認められるものは、固定しないことができるものとする。

#### （2）容器の転倒、転落、破損を防止する有効な柵、滑りどめ等については、次による。

##### ア 柵

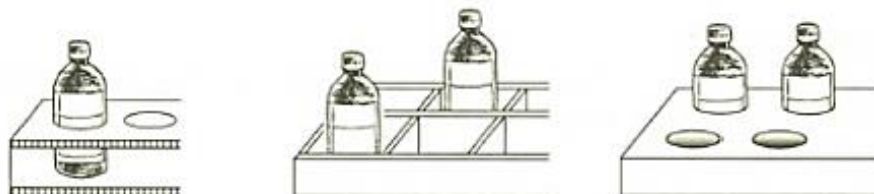
（ア）容器の転倒、転落を防止する有効な柵については、ビニールコード、カーテンワイヤー等のたるみを生じる材料を避け、金属、木等の板又は棒状のものを使用する。

（イ）柵等の高さは、容器の滑動等を考慮し、かつ、収納する容器等の大きさに合わせる。

## イ 滑りどめ

容器の滑りどめについては、次の例によるほか、柵等に固定する。

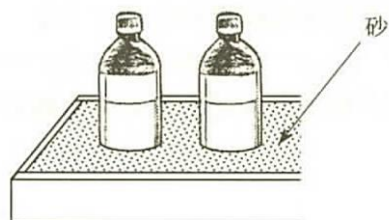
(ア) 容器1本ごとにセパレート型とする。



(イ) 容器の大きさに応じ、台にくぼみ等を設ける



(ウ) 容器を砂箱内に収納する



※1 実験室における薬品容器等の落下・転倒防止措置については、資料第1「実験室の地震対策」を参考とすること。

※2 混触により発火するおそれのある危険物として「録画レコードの配布について（化学物質データ検索装置）」平成10年3月25日警特第111号特殊災害課長通知）を参考とすること。

### 第3 少量危険物の貯蔵又は取扱いの遵守事項（条例第31条の2）

貯蔵及び取扱いに共通する技術上の基準

#### 1 他に危害又は損害を及ぼすおそれのない方法（第1項第2号）

危険物等の焼却による周囲への火災危険の発生、黒煙による汚染又は土中に埋設することによる井戸への流入等によって、他に人的又は物的損害を及ぼさない方法で処理すること。

#### 2 危険物の性質に応じ遮光、換気（第1項第3号）

（1）「危険物の性質に応じて遮光又は換気を行う」とは、温度又は湿度の変化により酸化又は分解等を起こすおそれのないように、適正温度又は湿度を保つために遮光、換気を行うことをいう。

（2）「遮光」とは、直射日光に限らず光をあてない措置を講じることをいう。

（3）「換気」とは、換気設備により室内の空気を有効に置換するとともに、室温を上昇させないことをいう。

#### 3 温度計、湿度計、圧力計等の監視（第1項第4号）

（1）「その他の計器」には、液面計、流量計、導電率系、回転計及び電流計等が含まれる。

（2）計器類の監視は次による。

ア 計器類の監視は、危険物の貯蔵取扱形態の実態に応じた方法で行うこと。

イ 計器類が多数設置される施設にあっては、集中して監視できる方法を指導する。

#### 4 可燃性の蒸気等が滞留するおそれのある場所（第1項第7号）

（1）「可燃性の液体、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガスが漏れ、若しくは滞留するおそれのある場所又は可燃性の微粉が著しく浮遊するおそれのある場所」とは、実態により判断されるものとする。

（2）「可燃性の液体」とは、以下のものをいう。

ア 引火点が40℃未満の液体

イ 引火点以上の温度で貯蔵又は取り扱いがなされている液体

（3）「可燃性の蒸気」とは、引火点が40℃未満の物質又は引火点以上の温度で貯蔵又は取り扱いがなされる物質から発生する蒸気をいう。

（4）「可燃性のガス」とは、アセチレン、水素、液化石油ガス、都市ガス等可燃性のものをいう。

（5）「可燃性の微粉」とは、マグネシウム、アルミニウム等の金属粉じん及び小麦粉、でん粉その他可燃性粉じんで、集積した状態又は浮遊した状態において着火したときに爆発するおそれがあるものをいう（資料第2「可燃性微粉」参照）。

(6) 「完全に接続し」とは、接続器具、ネジ等を用いて堅固に、かつ、電氣的に確実に接続し、接続点に張力が加わらない状態をいう。

(7) 「火花を発する機械器具、工具、履物等」には、次に示すものがある。

ア 機械器具

(ア) グラインダー等衝撃により火花を発するもの

(イ) 電熱器、暖房機器等高温部を有するもの

(ウ) 電気設備 (第 3.18 参照)

イ 工具、履物等

ハンマー、底に鉄びょうのある靴等、衝撃により火花を発するもの

(8) 当該基準の適用範囲は、施設範囲及び空地 (保有空地例を含む。) の範囲とする。

5 接触し、又は混合しないような措置 (第 1 項第 9 号)

棚、箱、間仕切り、区画、堤等によって、明確に区分することをいう。

6 危険物の局部的加熱の防止 (第 1 項第 10 号)

「温度が局部的に上昇しない方法」には、次の方法がある。

(1) 直火を使用しない方法

(2) 熱源と被加熱物とを相対的に動かしている方法

(3) 被加熱物の温度分布に片より生じさせない方法

7 防火上有効な隔壁で区画された場所等安全な場所 (第 1 項第 12 号)

次のいずれかの場所とする。

(1) 屋外であって、火源等から安全と認められる距離を有している場所

(2) 屋内であって、火源等から安全と認められる距離を有しており、かつ、周囲の壁のうち 2 方向以上が開放されているか、又はこれと同等以上の通風、換気が行われている場所

(3) 屋内の区画された場所であって、次の条件を満たすもの

ア 隔壁は、特定不燃材料で造られたもの又はこれと同等以上の防火性能を有する構造のものであること。

イ 隔壁に開口部を設ける場合は、防火設備が設けられていること。

ウ 当該区画された場所内に火源となるものが存在しないこと。

(4) 屋内において、有効な不燃性の塗装ブースが設けられており、かつ、当該塗装場所内に火源となるものが存在しない場所

8 危険物が危険な温度に達しない方法 (第 1 項第 13 号)

(1) 焼入油の容量を十分にとる方法

(2) 循環冷却装置を用いる方法

(3) 攪拌装置を用いる方法

(4) 冷却コイルを用いる方法

(5) その他、上記と同等以上の効果があると認められる方法

9 可燃性蒸気の換気（第1項第14号）

「可燃性の蒸気の換気」とは、引火点40℃未満の危険物又は引火点以上の温度に加熱された危険物を開放して取り扱う場合は、第5.5（2）イに規定する「排出する設備」による換気をいい、それ以外の場合については、第5.4（3）に規定する「換気設備」による換気をいう。

10 バーナーの逆火防止及び危険物の流出防止方法（第1項第15号）

バーナーの逆火防止及び危険物の流出防止については、次の方法がある。

(1) バーナーの逆火防止方法

ア プレパージ

バーナーに点火する際、事前に燃焼室内に送風し、未燃焼ガス等を有効に除去する方法

イ ポストパージ

バーナーの燃焼を止めた後、ある一定時間送風を継続して、燃焼室内の未燃焼ガス等を有効に除去する方法

(2) 危険物の流出を防止する方法

ア 燃料をポンプにて供給している場合などに戻り管を設置する方法

イ フレームアイ、フレームロッド、火炎監視装置等により、バーナーの不着火時における燃料供給を停止する方法

11 危険物を容器に収納し、又は詰め替える場合の基準（第1項第16号）

(1) 危険物を内装容器等に収納し、又は詰め替える場合は、次による。

ア 収納し、又は詰め替える容器は、容積又は重量にかかわらず当該基準が適用される。

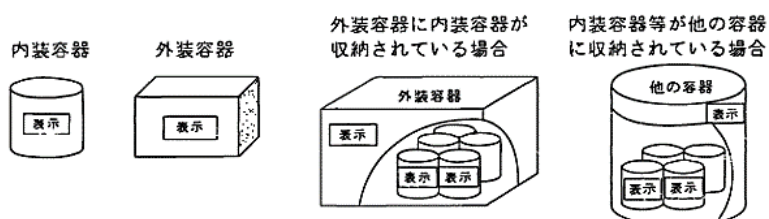
イ 「これと同等以上であると認められる容器」には、次のものがある。

(ア) 危険物の規則に関する技術上の基準の細目を定める告示（以下「危告示」）第68条の2の2に掲げる容器

(イ) 危告示第68条の3の3に定める容器

(2) 内装容器等の表示については、次による。

ア 表示を要する内装容器等

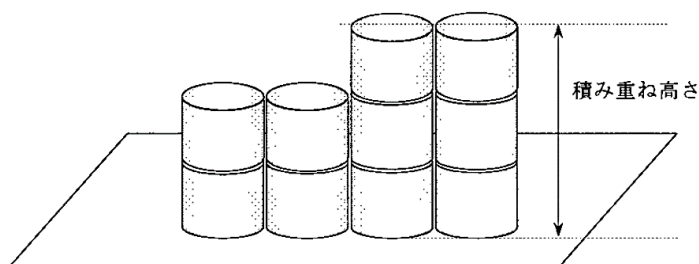


## イ 内装容器等の表示方法

| 条文               | 収納し、又は詰め替える危険物及び内装容器等の<br>最大容積                  | 品名<br>危険物等級<br>化学名<br>水溶性 | 危険物<br>の数量 | 注意事項              |
|------------------|-------------------------------------------------|---------------------------|------------|-------------------|
| 危政令第39条の3<br>第2項 | ・危政令別表第3、3の2、3の3及び3の4に<br>よる                    | 要                         | 要          | 要                 |
| 危政令第39条の3<br>第3項 | ・第一、二、四類（危険等級Ⅰの危険物を除<br>く。）の危険物<br>・最大容積500ml以下 | 通称名                       | 要          | 同一の意味を有<br>する他の表示 |
| 危政令第39条の3<br>第4項 | ・第四類の化粧品（エアゾールを除く。）<br>・最大容積150ml以下             | 不要                        | 要          | 不要                |
|                  | ・第四類の化粧品（エアゾールを除く。）<br>・最大容積150ml以下を超え300ml以下   | 不要                        | 要          | 同一の意味を有<br>する他の表示 |
| 危政令第39条の3<br>第5項 | ・第四類のエアゾール<br>・最大容積300ml以下                      | 不要                        | 要          | 同一の意味を有<br>する他の表示 |
| 危政令第39条の3<br>第6項 | ・第四類の危険物のうち動植物油類<br>・最大容積2.2l以下                 | 通称名                       | 要          | 同一の意味を有<br>する他の表示 |

### 12 容器の積み重ね高さ（第1項第17号）

危険物を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合の高さは、地盤面又は床面から容器の上端までの高さをいう。



貯蔵、取り扱う場所の位置構造及び設備のすべてに共通する技術上の基準

### 13 標識、掲示板（第2項第1号）（吹田市火災予防条例施行規則第3条第3項）

#### （1）移動タンク以外の少量危険物貯蔵取扱所

- ア 標識、掲示板は、出入口付近等の外部から見やすい位置に設ける。
- イ 標識、掲示板は、施設の外壁又はタンク等に直接記載することができる。
- ウ 標識、掲示板の材質は、耐候性、耐久性があるものとし、その文字は、雨水等により容易に汚損したり消えたりすることがないものとする。

3 4 また、危険物の貯蔵又は取扱施設に設置されることから、不燃性のものを使用するよう指導する。

エ 原則横表示とすること。ただし、横表示の設置が困難であれば、管轄消防署の判断により縦表示の設置を可能とする。

## (2) 移動タンク

標識は、車両の前後から確認できる見やすい位置に設ける。この場合、必ずしも2箇所には設ける必要はない。また、掲示板については、車両後方の見やすい箇所（タンクに直接明記可）に設けること。

その他、(1) ウの例による。

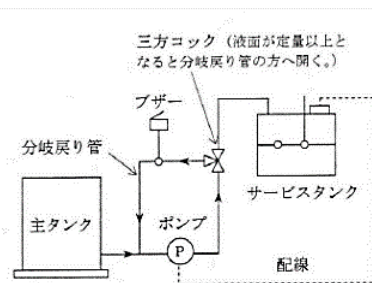
## 14 危険物の漏れ、あふれ又は飛散を防止するための附帯設備（第2項第2号）

### (1) 「危険物の漏れ、あふれ又は飛散による災害を防止するための附帯設備」

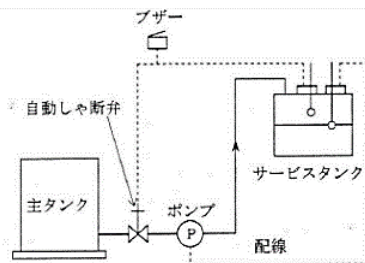
とは、二重缶、二重配管、戻り配管、波返し、フロートスイッチ、ブース、受皿、囲い、逆止弁、ふた等をいい、危険物の貯蔵、取扱い形態及び地震対策を考慮して実態により有効なものであること。

なお、自然流下による戻り管の口径は、給油管の口径の概ね1.5倍以上とする。

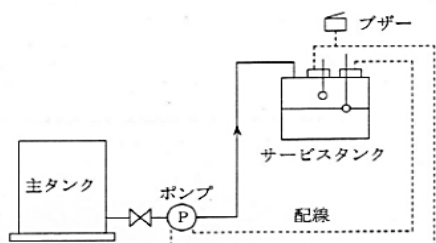
(2) 危険物の漏れ、あふれ又は飛散による災害を防止するための附帯設備を設けた例は、次のとおりである。



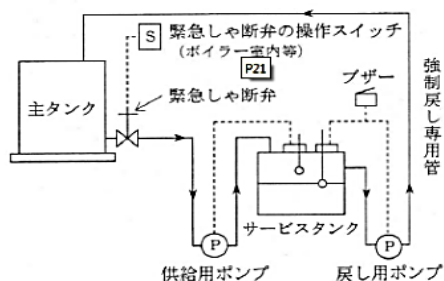
分岐装置



二重フロートスイッチによる  
しや断弁



二重フロートスイッチによる  
ポンプ停止装置



強制戻し専用管及び  
緊急しや断弁

15 温度測定装置（第2項第3号）

「温度測定装置」は、危険物を取り扱う設備の種類、危険物の貯蔵・取扱い形態、危険物の物性及び測定温度範囲等を十分に考慮し、安全で、かつ、温度変化を正確に把握できるものであること。

16 危険物を加熱又は乾燥する設備（第2項第4号）

「火災を防止するための附帯設備」については、次の例がある。

- (1) 温度を自動的に制御できる装置又は機構
- (2) 引火又はいつ流着火を防止できる装置又は機構
- (3) 局部的に危険温度に加熱されることを防止する装置又は機構

17 圧力計及び安全装置（第2項第5号）

(1) 加圧設備等における「圧力計」については、次の条件を満たすものとする。

ア 常時、圧力が視認できるもの

イ 最大常用圧力の1.2倍以上の圧力を適切に指示できるもの

(2) 加圧設備等における「有効な安全装置」については、危規則第19条第1項第1号から第3号の規定によるほか、当該設備本体又は設備に直結する配管に取り付けるものとし、その取付位置は、点検が容易であり、かつ、作動した場合に気体のみ噴出し、内容物を吹き出さない位置とする。

18 電気設備（第2項第7号）

電気設備の技術上の基準は資料第3「電気設備」による。

19 静電気を有効に除去する措置（第2項第8号）

(1) 「静電気が発生するおそれのある設備」とは、導電率が $10^{-8}$  S/m（ジーメンズ／メートル）以下の危険物を取り扱う設備をいう。

なお、各種液体の導電率は、資料第4「液体の帯電性」を参照すること。

(2) 「静電気を有効に除去する設備」については、次のア又はイによる。

ア 接地によるもの

(ア) 接地抵抗値が概ね $1000\Omega$ 以下となるよう設ける。

(イ) 接地端子と接地導線との接続は、ハンダ付等により完全に接続する。

(ウ) 接地線は、機械的に十分な強度を有する太さとする。

(エ) 接地端子は、危険物を取り扱う設備の接地導線と確実に接地ができる構造とする。

(オ) 取付箇所は引火性危険物の蒸気が漏れ、又は滞留するおそれのある場所をさける。

(カ) 接地端子の材質は、導電性の良い金属（銅、アルミニウム等）を用いる。

(キ) 接地導線は良導体の導線を用い、ビニール等の絶縁材料で被覆し、又はこれと同等以上の導電性、絶縁性及び損傷に対する強度を有するものとする。

イ その他、前アと同等以上の静電気除去性能を有する方法によるもの  
 20 危険物を取り扱う配管（第2項第9号）

（1）配管の材質

ア 金属製配管の材質

「その設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度を有するもの」のうち、金属製のものには、次の規格に適合する配管材料がある。

|            | 名称                      | 記号                     |
|------------|-------------------------|------------------------|
| JIS G 3101 | 一般構造用圧延鋼材               | SS                     |
| 3103       | ボイラ及び圧力容器用炭素鋼及びモリブデン鋼鋼板 | SB                     |
| 3106       | 溶接構造用圧延鋼材               | SM                     |
| 3452       | 配管用炭素鋼鋼管                | SGP                    |
| 3454       | 圧力配管用炭素鋼鋼管              | STPG                   |
| 3455       | 高圧配管用炭素鋼鋼管              | STS                    |
| 3456       | 高温配管用炭素鋼鋼管              | STPT                   |
| 3457       | 配管用アーク溶接炭素鋼鋼管           | STPY                   |
| 3458       | 配管用合金鋼鋼管                | STPA                   |
| 3459       | 配管用ステンレス鋼管              | SUS-TP                 |
| 3460       | 低温配管用鋼管                 | STPL                   |
| 4304       | 熱間圧延ステンレス鋼管             | SUS-HP                 |
| 4305       | 冷間圧延ステンレス鋼管             | SUS-CP                 |
| 4312       | 耐熱鋼板                    | SUH-P                  |
| JIS H 3300 | 銅及び銅合金継目無管              | C-T<br>C-TS            |
| 3320       | 銅及び銅合金溶接管               | C-TW<br>C-TWS          |
| 4080       | アルミニウム及びアルミニウム合金継目無管    | A-TES<br>A-TD<br>A-TDS |
| 4090       | アルミニウム及びアルミニウム合金溶接管     | A-TW<br>A-TWS          |
| 4630       | 配置用チタン管                 | TTP                    |

## イ 合成樹脂製配管

危険物保安技術協会の性能評価を受けた合成樹脂製配管を使用する場合は、性能評価確認書を確認すること。

## ウ 強化プラスチック製配管（以下「FRP配管」という。）

### （ア）設置場所

- a 火災等の熱により悪影響を受けるおそれのないよう地下へ直接埋設する。
- b 蓋を鋼製、コンクリート製又はこれらと同等以上の不燃材料とした地下ピットに設けることができる。ただし、自動車等の通行するおそれのある場所に蓋を設ける場合には、十分な強度を有するものであること。

### （イ）取り扱うことができる危険物

- a JIS K 2202の「自動車ガソリン」
- b JIS K 2203の「灯油」
- c JIS K 2204の「軽油」
- d JIS K 2205の「重油」
- e その他、配管を容易に劣化させるおそれのないもの

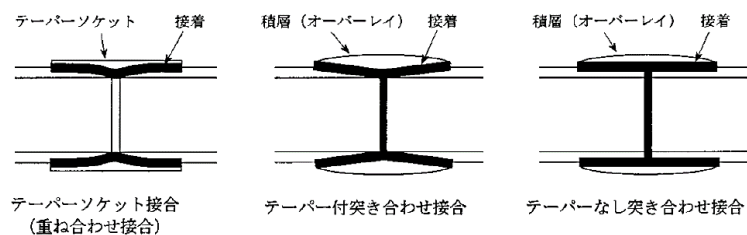
### （ウ）配管・継手の材料等

- a FRP配管は、JIS K 7013「繊維強化プラスチック管」附属書2「石油製品搬送用繊維強化プラスチック管」に適合又は相当する呼び径100A以下のものとする。
- b 継手は、JIS K 7014「繊維強化プラスチック管継手」附属書2「石油製品搬送用繊維強化プラスチック管継手」に適合又は相当するものとする。

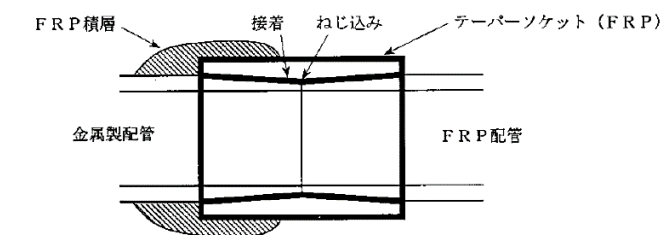
## （2）接続方法

ア FRP配管相互の接続は、JIS K 7014「繊維強化プラスチック管継手」附属書3「繊維強化プラスチック管継手の接合」に規定する接着剤とガラステープを用いる突合せ接合、テープソケットを用いる重ね合わせ接合又はフランジを用いるフランジ継手による接合のいずれかによる。

なお、突合せ接合は、重ね合わせ接合又はフランジ継手による接合に比べて高度の技術を要することから、突合せ接合でしか施工できない箇所以外の接合箇所については、重ね合わせ接合又はフランジ継手による接合により施工するよう指導する。



イ FRP配管と金属製配管との接合は、原則としてフランジ継手とする。ただし、接合部分の漏えいを目視により確認できる措置を講じた場合には、トランジション継手による重ね合わせ接合とすることができる。この場合、危険物保安技術協会の性能評価を受けたFRP用トランジション継手については、接合部分の漏えいを目視により確認できる措置は要しない。



※ トランジション継手とは、金属製配管をねじ込みにより、FRP配管を接着剤により接続して金属製配管とFRP配管を接合する継手である。  
 なお、継手と金属製配管の接合部の配管表面は、FRP積層したものとする。

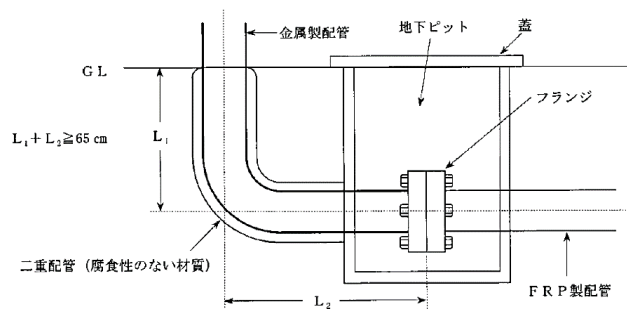
ウ 接合に使用する接着剤は、FRP配管の製造会社により異なることから、製造会社が指定するものであることを確認する。

また、突き合わせ接合には、接合部分の強度を保持させるため、ガラステープ（幅75mm）を巻く場合には、呼び径が50A以下で概ね15巻き、呼び径が50Aを超えるものは概ね18巻きとするよう指導する。

エ 突き合わせ接合又は重ね合わせ接合は、溶接その他危険物の漏えいのおそれがないと認められる方法により接合されたものに該当するものであるが、フランジ継手による接合は、当該事項に該当しないものであり、接合部分から危険物の漏えいを点検するため、地下ピット内に設けること。

オ 地上に露出した金属製配管と地下に埋設されたFRP配管上を接続する場合には、次のいずれかの方法によること。

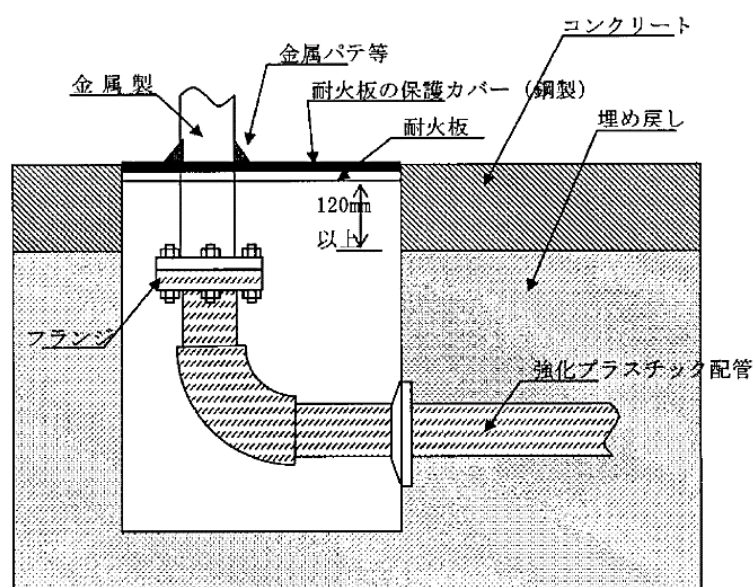
（ア） 地下ピット内で接続し、かつ、金属製配管の地盤面からの埋設配管長が65cm以上ある場所とする。ただし、危険物保安技術協会の性能評価を受けたFRP配用トランジション継手とする場合は、地下ピットを設ける必要はない。



- (イ) 金属製配管について、耐火板により地上部と区画した地下ピット内において耐火板から120mm以上離れた位置でFRP配管に接続すること。

耐火板の種類と必要な厚さ

| 耐火板の種類    | 規格                                   | 必要な厚さ   |
|-----------|--------------------------------------|---------|
| けい酸カルシウム板 | JISA5430「繊維強化セメント板」表1「0.5 けい酸カルシウム板」 | 25 mm以上 |
| せっこうボード   | JISA6901「せっこうボード製品」表1「せっこうボード」       | 34 mm以上 |
| ALC版      | JISA5410「計量気泡コンクリートパネル」              | 30 mm以上 |



なお、施工にあたっては、次の点に留意すること。

- 地上部と地下ピットを区画する耐火板は次表に掲げるもの又はこれらと同等以上の性能を有するものとする。
- 耐火板の金増性配管貫通部の隙間を金属パテ等で埋めること。
- 耐火板は、火災発生時の消非作業による急激な温度変化により損傷することの防止や、踏み抜き等の防止のため、鋼製の板等によりカバーを設けること。
- 耐火板は周囲の環境に応じたものを使用するように指導すること。特に屋外で風雨にさらされているような場所にはせっこうボードなどは使用しないこと。

カ FRP配管と他の機器との接合部分において、FRP配管の曲げ可とう性が地盤変位等に対して十分な変位追従性を有さず、FRP配管が損傷するおそれがある場合には、FRP配管と他の機器との間に金属製の可とう管

を設けるよう指導する。ただし、当該可とう管は、金属製配管ではなく機器の部品として取り扱うものとし、フランジ継手以外の接合方法を用いることができる。

キ FRP配管に附属するバルブ、ストレーナー等の重量物は、直接FRP配管が支えない構造とする。

### (3) 施工者及び施工管理者の確認

強化プラスチック成形技能士の資格を証明する写し、又は強化プラスチック管継手接合講習会修了書の写しのいずれかによる。

### (4) 埋設方法

ア FRP配管の埋設深さ（地盤面から配管の上面までの深さをいう。）は、次のいずれかによる。

（ア）地盤面を無舗装、砕石敷き又はアスファルト舗装とする場合には、60cm以上の埋設深さとする。ただし、アスファルト舗装層の厚さを増しても埋設深さは60cm未満とすることはできない。

（イ）地盤面の厚さ15cm以上の鉄筋コンクリート舗装とする場合には、30cm以上の埋設深さとする。

イ 掘削面に厚さ15cm以上の山砂又は6号砕石等（単粒度砕石6号又は3から20mmの砕石（砂利を含む。）をいう。）を敷き詰め、十分な支持力を有するよう小型ビブロプレート、タンパー等により均一に締め固める。

ウ FRP配管を並行して設ける場合又はFRP配管と金属製配管とを並行して設ける場合には、相互に10cm以上の間隔を確保する。

エ FRP配管を他の配管（FRP配管を含む。）と交差させる場合には、3cm以上の離隔距離をとる。

オ FRP配管を敷設して舗装等の構造の下面に至るまで山砂又は6号砕石等で埋め戻した後、小型ビブロプレート、タンパー等により締め固め、舗装等の構造の下面とFRP配管との厚さを5cm以上とする。

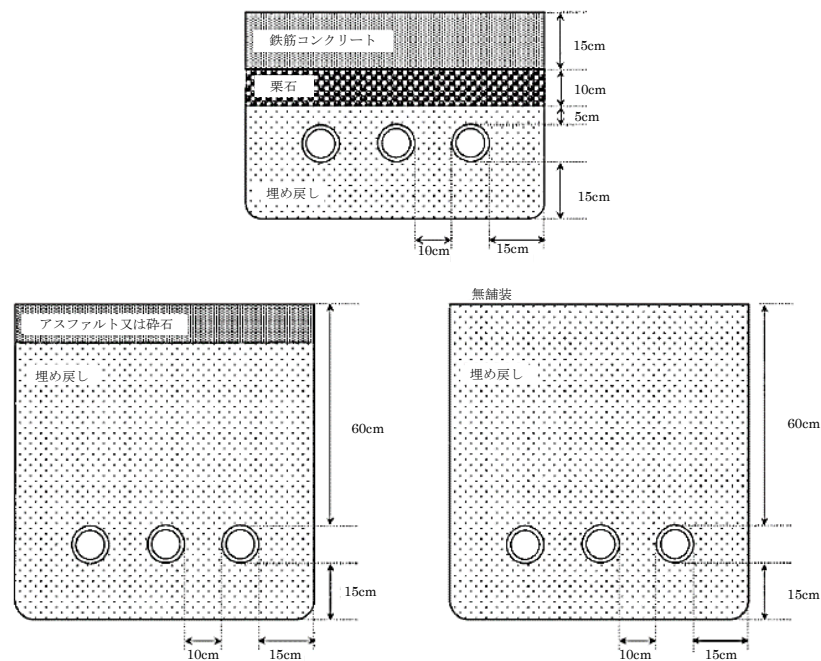
施工時には、FRP配管50kPaに、敷設後に350kPaに加圧（加圧のFRP配管は、最大常用圧力1.5倍の圧力とする。）し、漏れを確認する。

カ FRP配管を埋設する場合には、応力集中等を避けるため次による措置を講じること。

（ア）FRP配管には、枕木等の支持材を用いない。

（イ）FRP配管を埋設する際に芯出しに用いた仮設材は、埋設前に撤去する。

（ウ）FRP配管がコンクリート構造物等と接触するおそれがある部分は、FRP配管にゴム等の緩衝材を巻いて保護する。



(5) 可動部分に高圧ゴムホースを用いる場合等

使用場所周囲の温度又は火気の状況、ゴムホースの耐油、耐圧性能、点検頻度等を総合的に判断し、安全性が確認できる場合に限って認めることができる。

(6) 水圧試験

ア 原則として配管をタンク等へ接続した状態で行う。ただし、タンク等へ圧力をかけることが困難である場合にあっては、その接続部直近で閉鎖して行う。

イ 自然流下により危険物を送る配管にあっては、最大背圧を最大常用圧力とみなして行う。

ウ 配管の継手の種別に係りなく、危険物が通過し、又は滞留する全ての配管について行う。

(7) 配管の防食措置

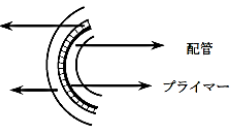
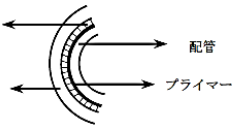
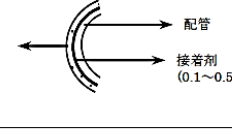
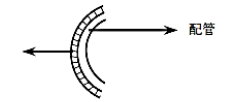
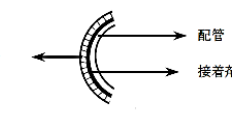
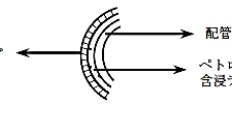
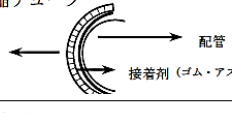
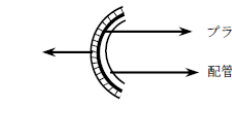
ア 地上に設置する配管の腐食を防止するための措置は、さび止め塗装によること。ただし、銅管、ステンレス鋼管、亜鉛メッキ鋼管等の腐食するおそれが少ないものは、さび止め塗装を要しない。

地上配管は、原則地盤面に接触しないように設置するよう指導すること。

どうしても地盤面に接触する場合には、当該配管の接触する箇所に下記イと同様の措置を要する。

イ 地下に設置する配管の腐食を防止するための措置は、次の塗覆装又はコーティング方法による。ただし、合成樹脂製等の腐食するおそれがないものは、塗覆装又はコーティングを要しない。

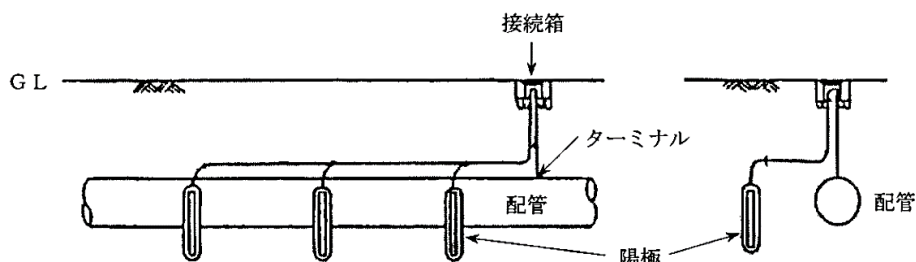
なお、容易に点検できるピット内（ピット内に流入する土砂、水等により腐食するおそれのあるものを除く。）の配管、あるいは配管を建築物内等の地下に設置する場合で、埋設されるおそれがなく、かつ、容易に点検できるものは、前アによることができる。

| 施行方法                                                                                                            | 備考                                                                                                                                           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| アスファルト塗覆装 (JIS G 3491)<br>     | (危告示第3条)<br>配管の表面処理後、アスファルトプライマー (70~100g/m <sup>2</sup> ) を均一に塗装し、更に石油系ブローンアスファルト又はアスファルトエナメルを加熱溶解して塗装した上から、アスファルトを含浸した覆装の最小厚さ1回塗1回巻きで3.0mm |
| コールタールエナメル塗覆装 (JIS G 3492)<br> | (危告示第3条)<br>配管の表面処理後、コールタールプライマー (70~100g/m <sup>2</sup> ) を塗装し、次いで溶解したコールタールエナメルを塗装後、更にエナメルを含浸した覆装材を巻き付ける。塗覆装の最小厚さ1回塗1回巻きで3.0mm             |
| ポリエチレン被覆鋼管 (JIS G 3469)<br>  | (危告示第3条の2)<br>口径15A~90Aの配管に、ポリエチレンを1.5mm厚さで被覆したもの。粘着剤はゴム、アスファルト系及び樹脂を主成分としたもの。被覆用ポリエチレンはエチレンを主体とした重合体で微量の滑剤、酸化防止剤を加えたもの                      |
| タールエポキシ樹脂塗覆装<br>             | (昭52・4・6) 消防危第62号<br>タールエポキシ樹脂を配管外面に、0.45mm以上の塗膜厚さで塗覆したもの                                                                                    |
| 硬質塩化ビニルライニング鋼管<br>           | (昭53・5・25 消防危第69号)<br>口径15A~200Aの配管に、ポリエステル系接着剤を塗布し、その上に硬質塩化ビニル（厚さ1.6~2.5mm）を被覆したもの                                                          |
| ペトロラタム含浸テープ<br>              | (昭54・3・12 消防危第27号)<br>配管にペトロラタムを含浸したテープを厚さ2.2mm以上となるように密着して巻き付け、その上に接着性ビニルテープで0.4mm以上巻き付け保護したもの                                              |
| ポリエチレン熱収縮チューブ<br>            | (昭55・4・11 消防危第49号)<br>ポリエチレンチューブを配管に被覆した後バーナー等で加熱し、2.5mm以上の厚さで均一に収縮密着したもの                                                                    |
| ナイロン12樹脂被覆<br>               | (昭58・11・14 消防危第115号)<br>口径15A~100Aの配管に、ナイロン12を0.6mmの厚さで粉体塗装したもの                                                                              |

ウ 電氣的腐食のおそれのある場所に設置する配管にあっては、次のいずれかの電気防食を指導する。

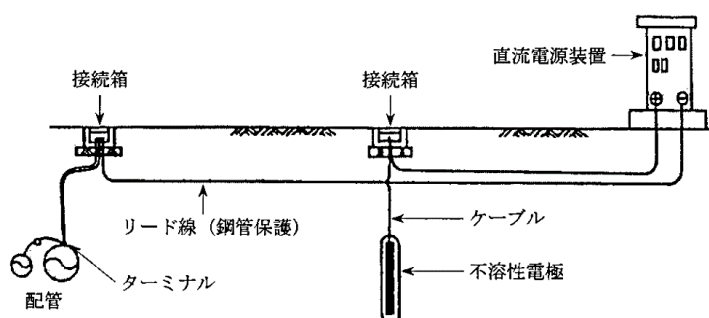
(ア) 流電陽極方式

流電陽極方式による陽極は、土壌の比抵抗の比較的高い場所ではマグネシウムを、土壌の比抵抗が低い場所ではマグネシウム、亜鉛又はアルミニウムを使用する。



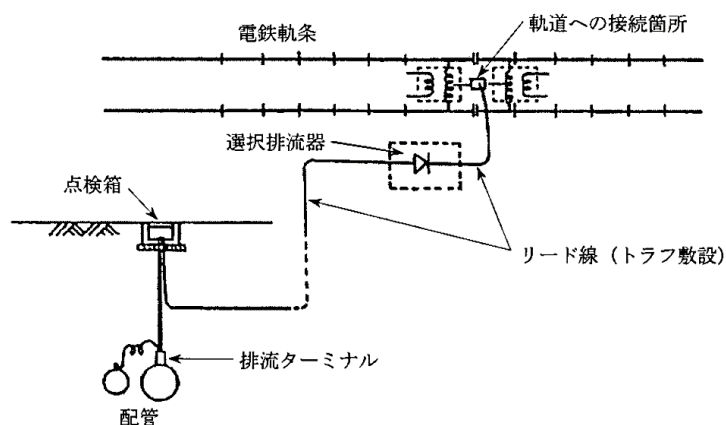
(イ) 外部電源方式

外部電源方式による不溶性電極は、高珪素鉄、磁性酸化鉄、黒鉛等を使用する。



(ウ) 選択排流方式

配管等における排流ターミナルの取付け位置は排流効果の最も大きな箇所とする。



エ 流電陽極方式及び外部電源方式は、次により設ける。

(ア) 陽極及び不溶性電極の位置は、腐食対象物の規模及び設置場所における土壌の比抵抗等周囲環境を考慮し、地下水位以下の位置、地表面近くの位置等において均一な防食電流が得られるよう配置する。

(イ) リード線に外部からの損傷を受けるおそれのある場合は、鋼管等で保護する。

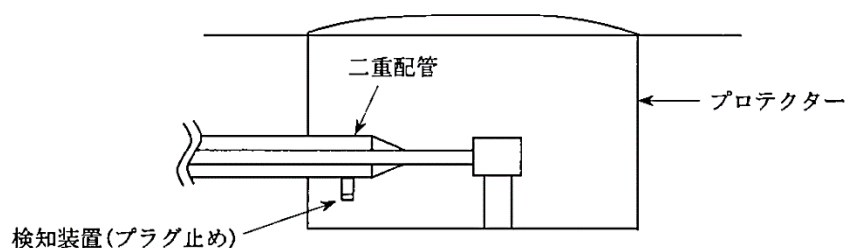
(ウ) 電位測定端子は、おおむね200m(200m未満の場合は一箇所)ごとに設ける。

(エ) 防食対象物と他の工作物とは、電氣的に絶縁する。

(オ) 危告示第4条第1号の「過防食による悪影響を生じない範囲内」とは、配管(鋼管)の対平均電位が $-2.0\text{V}$ より負とにならない範囲をいう。

(8) 配管から危険物の漏えいを容易に点検できる措置

ただし書に規定する「漏えいを容易に点検することができる措置」には、次による方法がある。



(9) 「上部の地盤面にかかる重量が当該配管にかからないように保護する」には、コンクリート等のピットに設置する等の措置がある。

#### 第4 屋外の少量危険物貯蔵取扱所の位置、構造及び設備の基準（条例第31条の3）

##### 1 貯蔵、取扱い場所の明示

境界の明示は、当該少量危険物貯蔵取扱所において危険物を貯蔵し、又は取り扱う範囲を明確にするもので、周囲の囲い、排水溝、さく、縁石等のほか、地盤面にタイル、びょう、テープ、塗料等で線を引いたものも含まれる。

ただし、雨水等により容易に消失するものは不可とする。

なお、当該貯蔵、取扱い場所からは、配管その他これに準ずる工作物の設置場所は除かれる。

##### 2 周囲の空地、防火上有効な塀（第2項第1号）

- （1）危険物を扱う設備、装置等（危険物を取り扱う配管その他これに準ずる工作物を除く。）は、当該設備等を水平投影した外側を起点として必要な幅を保有すること。

なお、同一敷地内において、独立性を有している2つ以上の少量危険物貯蔵取扱所を隣接して設置する場合の相互間は、それぞれが保有すべき空地のうち大きな幅の空地のみを保有すれば足りる。

- （2）容器による貯蔵等は、（1）の境界を起点として必要な幅を保有すること。

- （3）地盤は平坦（流出防止措置部分を除く。）であり、かつ、軟弱でないこと。

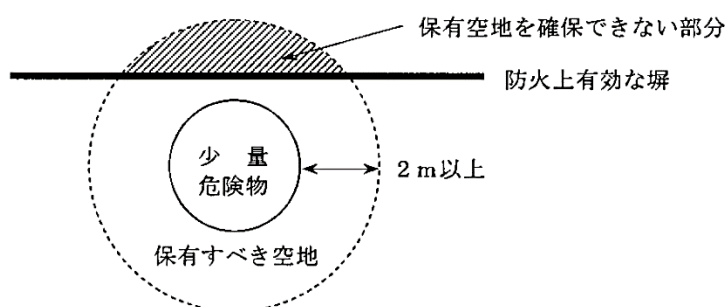
- （4）原則として、空地内には延焼の媒体となるもの、初期消火活動に支障となるものは設けることはできないが、空地内に植栽を設ける場合は、資料第5「空地内の植栽等」によること。

- （5）第2類の危険物のうち硫黄又は硫黄のみを含有するものを貯蔵し、又は取り扱う場合は、その空地の幅を1/2まで緩和できる。

- （6）設置場所が海、河川に面する等、立地条件が防火上安全な場合は、条例第34条の3を適用し、空地の幅を減ずることができる。

- （7）防火上有効な塀は、第1.2（1）アの（ア）～（エ）によること。

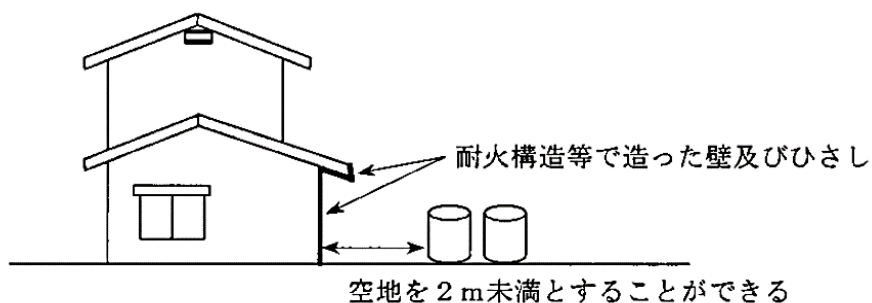
（ウ）に関しては、「相互施設」を「空地を保有することができない部分」と読み替えるもの。



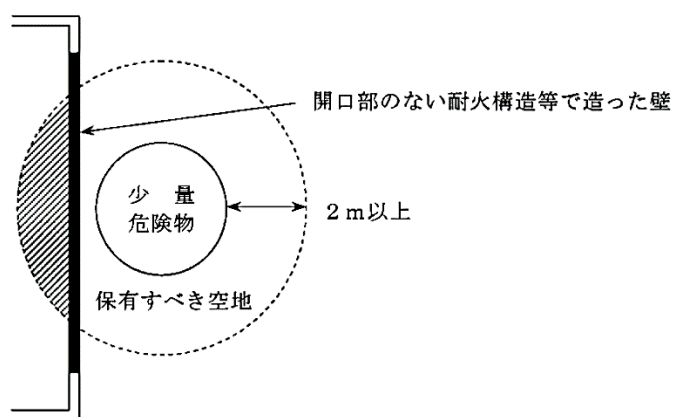
(8) ただし書きに規定する壁

「開口部のない防火構造の壁又は特定不燃材料で造った壁」は、次による。

ア 高さは、地盤面から当該施設が面する階までの高さとする。



イ 幅は、空地を保有することができない部分を遮へいできる範囲以上とする。



3 液状の危険物を取り扱う設備（第2項第2号）

(1) 「危険物の流出防止にこれと同等以上の効果があると認められる措置」については、次による。

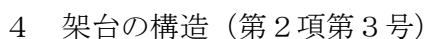
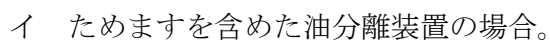
ア 危険物を取り扱う設備の周囲の地盤面に排水溝等を設ける場合

イ 危険物を取り扱う設備の架台に有効なせき又は囲いを設ける場合

ウ パッケージの形態を有し、危険物の流出防止に同等の効果が認められる場合

(2) 「危険物が浸透しない材料」には、コンクリート、金属板等がある。その範囲は、しきい又はせきにより囲まれた部分とする。

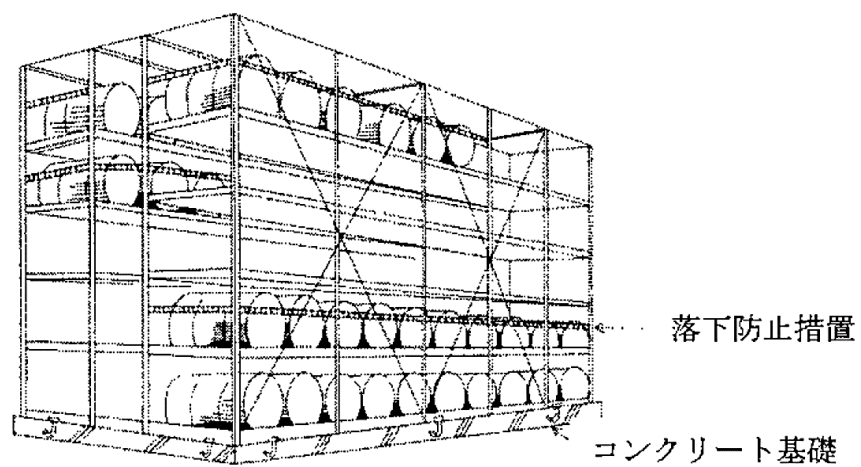
ア ためますと油分離装置が別々の場合



なお、地震時における架台の強度等を計算する場合は、資料第6「架台の構造」を参考にすること。

29

(3) 架台には、危険物を収納した容器が容易に転倒、落下及び破損しない措置を講じる。(第2.3による。)



## 第5 屋内の少量危険物貯蔵取扱所の位置、構造及び設備の基準（条例第31条の3の2）

### 1 少量危険物貯蔵取扱所の構造（第1号）

構造規制を受ける範囲は、原則として少量危険物貯蔵取扱所の室内全体とする。したがって、天井のない室にあつては、屋根等も含むものとする。

ただし、保有空地例による場合にあつては、施設範囲及び保有空地内にある天井等及び床面のみ（当該施設から3m未満の距離にある壁等を含む。）を規制範囲とする。

配管等が壁を貫通する際、貫通部の周囲は不燃材等で埋め戻すよう指導する。

ただし、当該壁が不燃区画例により区画する壁の場合は、当該指導内容を義務とする。

### 2 危険物の浸透防止、傾斜、ためます（第3号）

ア 「危険物が浸透しない構造」には、コンクリート、金属板等で造られたものがある。

イ 「適当な傾斜をつけ、かつ、ためますを設けること」とは、次による。

壁、せき、排水溝等と組み合わせて、漏れた危険物を容易に回収できるものである。

ウ 原則として、大学、研究所その他これらに類する施設の実験室、研究室等についても危険物の浸透防止、傾斜、ためますを設けることが必要であるが、実験室等から規制範囲外へ危険物の流出するおそれがないと認められる場合は、傾斜及びためますの設置を緩和して支障ない。

### 3 架台の構造（第4号）

第4.4による。

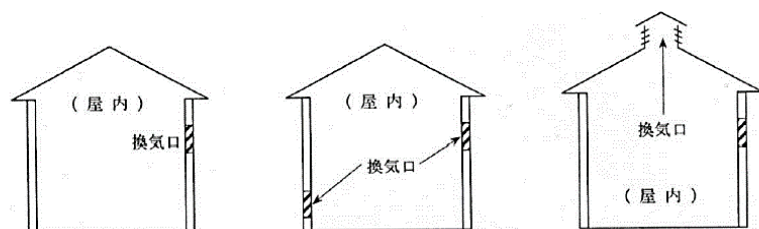
### 4 採光、照明及び換気の設備（第5号）

「採光、照明」は、次による。

（1）照明設備が設置され、十分な照度を確保していれば、採光を設けないことができる。

（2）出入口又は窓等により十分に採光がとれ、危険物の取り扱いが昼間のみに行われる場合は、照明設備を設けないことができる。

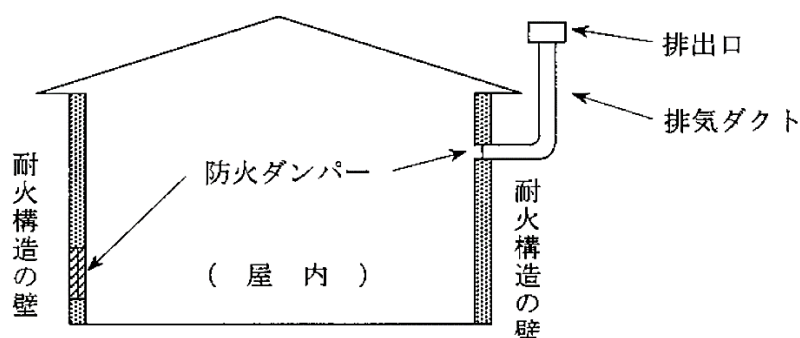
（3）「換気設備」は、次による。



自然換気設備の例

なお、換気設備には、自然換気設備（給気口と排気口により構成されるもの等）、強制換気設備（給気口と回転式又は固定式ベンチレーターにより構成されるもの等）又は自動強制換気設備（給気口と自動強制排風機により構成されるもの等）がある。

- （４）可燃性蒸気排出設備により、室内の空気を有効に置換することができ、かつ、室温が上昇するおそれのない場合は、換気設備を併設する必要はない。
- （５）耐火構造等の壁にある換気口には温度ヒューズ付の防火ダンパーを設ける。



## 5 可燃性蒸気排出設備（第6号）

- （１）「可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある場合」には、次の場合がある。

ア 引火点が40℃未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合

イ 引火点が40℃以上の危険物を引火点以上の状態で貯蔵し、または取り扱う場合

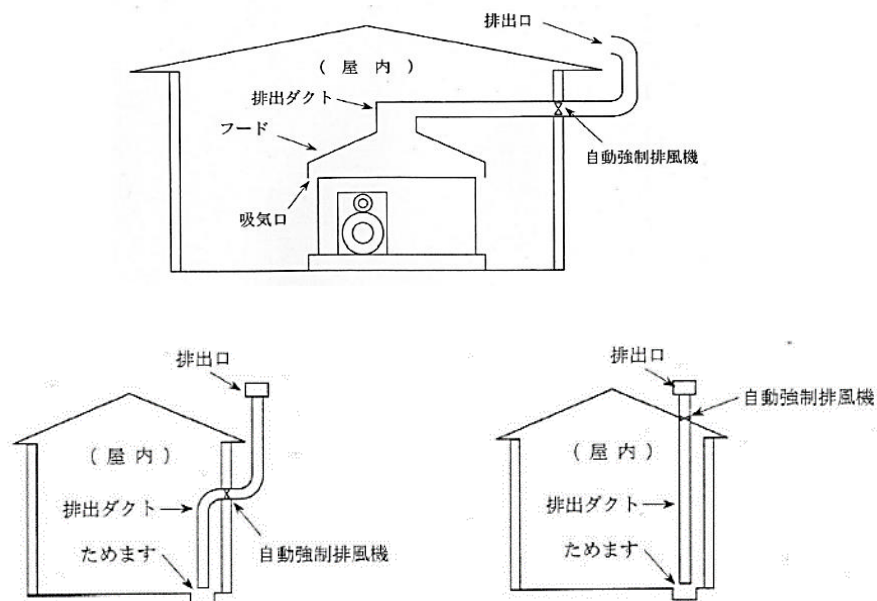
- （２）可燃性蒸気排出設備については、次による。

ア 「屋外の高所」とは、建築物の軒高以上又は地上2m以上の場所をいう。

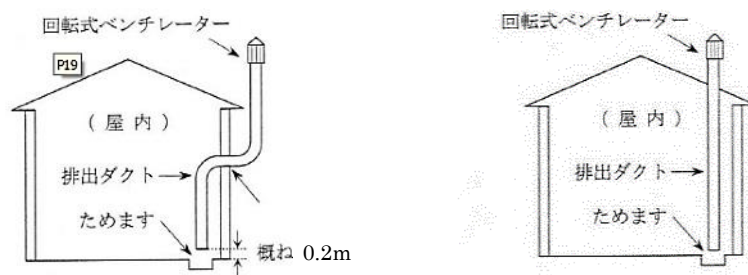
なお当該排出する設備の排出口の先端の位置は、建築物の窓等の開口部から1m以上離れた火災予防上支障のない場所とすること。

イ 「排出する設備」とは、自動強制排出設備（電動等で強制に排出する設備）又は強制排出設備（風力等で強制に排出する設備）をいい、次のa又はbの例により設ける。ああ

a 自動強制排出設備の例



b 強制排出設備の例

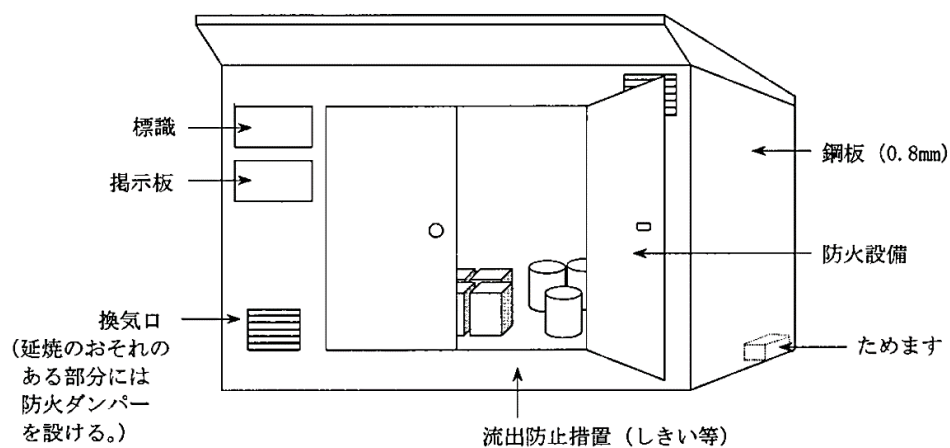


局所の排出設備にあつては、可燃性蒸気の発生量を有効に換気できる能力、室全体に対する排出設備にあつては、当該室内の空間容積を1時間に5回以上換気できる能力を有するものを指導すること。

この場合、耐火構造としなければならない壁及び危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所と他の部分を区画する特定不燃材料で造った壁（以下「耐火構造の壁等」という。）を排出ダクトが貫通している場合には、当該貫通部分に温度ヒューズ付の防火ダンパーを設ける。ただし、当該ダクトが1.5mm以上の厚さの鋼板で造られ、かつ、防火上支障がない場合には、防火ダンパーを設けないことができる。

## 6 スチール製の貯蔵庫

スチール製の貯蔵庫により容器を貯蔵し、又は取り扱う場合は、条例第31条の3の2の基準に適合していること。なお、スチール製の貯蔵庫としては、次の例がある。



## 7 屋上に設ける少量危険物貯蔵取扱所の特例

「屋内」の基準が適用されるが、下記の要件により、一部を特例で免除することができる。

### (1) 特例要件

- ア 第1.1(3)により、その場所のみが少量危険物貯蔵取扱所となる。
- イ 設備については、条例第31条の3第2項第2号に適合すること。
- ウ タンクについては、条例第31条の4第2項第11号に適合すること。

### (2) 特例内容

条例第31条の3の2第1号～3号、第5号及び第6号は適用しない。

## 第6 タンク（地下タンク及び移動タンク以外）の基準（条例第31条の4）

### 屋外タンク

#### 1 タンクの容量（第2項第1号）

条例第3条第1項第17号エに基づき、当該タンクの容量はタンクの内容積の90%とすること。ただし、次に示すタンクで貯蔵取扱いする場合はその容量とする。

- (1) 他市のタンク検査（内容積90%から95%）又は少量危険物等タンク検査（90%以下）を受け、検査済証を交付されたタンク。
- (2) 危険物保安技術協会が行う試験（内容積90%以下）を受け、確認済証を交付されたタンク（メーカーで大量生産される灯油のホームタンク等が主となる。）

なお、少量危険物貯蔵取扱い所に設置するタンクは、条例47条（吹田市火災予防条例施行規則第10条）に規定する水張検査又は水圧検査に代えて、自主検査とすることができる。ただし、試験結果を少量危険物貯蔵取扱い届出書に添付すること。

なお、(1)(2)のタンクについては、検査済証又は確認済証の写し等を当該少量危険物貯蔵取扱い届出書に添付させ、検査時に当該タンクに貼付された検査済証又は確認済証を確認する。

#### 2 タンク本体の板厚（第2項第1号）

条例第31条の4第2項第1号の表の上欄に掲げるタンク容量の区分に応じ、同表の下欄に掲げる厚さを有する鋼板（JIS G 3101 一般構造用圧延鋼材SS400）と同等以上の機械的性質を有する材料は、次式により算出された数値以上の厚さを有する金属板とする。

$$t = 400 / \sigma \times t_0$$

t：使用する金属板の厚さ（mm）

$\sigma$ ：使用する金属板の引張強さ（N/mm<sup>2</sup>）

t<sub>0</sub>：タンク容量の区分に応じた鋼板の厚さ（mm）

| 材 質 名           | JIS 記号         | 引張強さ<br>(N/mm <sup>2</sup> ) | 容 量       |                          |                           |                           |                            |                             |                     |
|-----------------|----------------|------------------------------|-----------|--------------------------|---------------------------|---------------------------|----------------------------|-----------------------------|---------------------|
|                 |                |                              | 40ℓ<br>以下 | 40ℓ<br>を超え<br>100ℓ<br>以下 | 100ℓ<br>を超え<br>250ℓ<br>以下 | 250ℓ<br>を超え<br>500ℓ<br>以下 | 500ℓ<br>を超え<br>1000ℓ<br>以下 | 1000ℓ<br>を超え<br>2000ℓ<br>以下 | 2000ℓ<br>を超え<br>るもの |
| 一般圧延板           | SS-400         | 400                          | 1.0       | 1.2                      | 1.6                       | 2.0                       | 2.3                        | 2.6                         | 3.2                 |
| ステンレス<br>鋼 板    | SUS304         | 520                          | 0.8       | 1.0                      | 1.3                       | 1.6                       | 1.8                        | 2.0                         | 2.5                 |
|                 | SUS316         |                              |           |                          |                           |                           |                            |                             |                     |
| アルミニウム<br>合 金 板 | A5052<br>P-H34 | 235                          | 1.7       | 2.1                      | 2.8                       | 3.4                       | 4.0                        | 4.5                         | 5.5                 |
|                 | A5083<br>P-H32 | 315                          | 1.3       | 1.6                      | 2.1                       | 2.6                       | 3.0                        | 3.3                         | 4.1                 |
| アルミニウム<br>板     | A1080<br>P-H24 | 85                           | 4.7       | 5.7                      | 7.6                       | 9.5                       | 10.9                       | 12.3                        | 15.1                |

### 3 地震等により転倒等しない構造（第2項第2号）

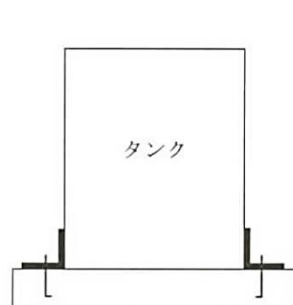
ア 基礎は、鉄筋コンクリートで造られたものとする。ただし、べた基礎（平面計上がはり形基礎、独立基礎でない基礎の場合は、無筋コンクリート造とすることができる。

イ 架台は、特定不燃材料で造り、タンクが満油状態のときの荷重を十分支えることができ、かつ地震時の振動に十分耐えることができる構造とする。

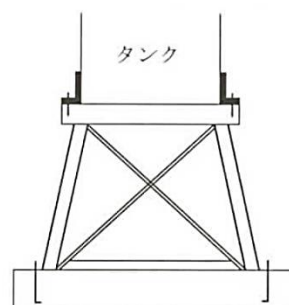
ウ 架台の高さは、地盤面上又は床面上から3m以下とする。

エ タンクをコンクリート等の基礎又は架台上に固定する場合は、次の例による。

（ア）タンク側板に固定用板を溶接し、その固定用板をアンカーボルト等で固定する。アンカーボルトは、引抜き、せん断力を考慮して選定する。

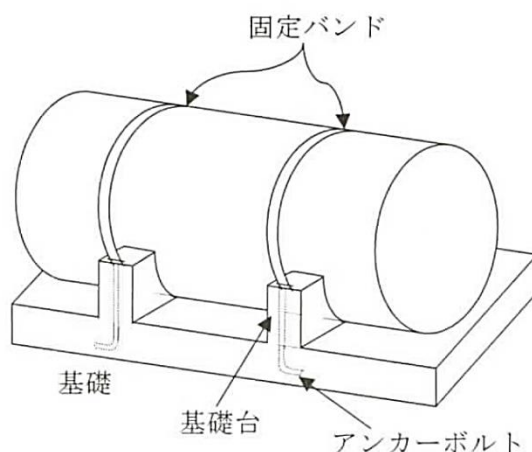


基礎上に固定する例



架台上に固定する例

（イ）タンクを直接基礎に固定することなく、締付バンド及びアンカーボルト等により間接的に固定する。この場合において、バンド及びアンカーボルト等には、さび止め塗装がされていること。



### 4 さび止めのための措置（第2項第3号）

さび止め塗料等による塗装がされていること。

5 安全装置及び通気管等（第2項第4号）

（1）「有効な安全装置」とは、第3.17（2）による。

（2）「有効な通気管又は通気口」とは、屋外及び屋上のタンクにあっては、無弁通気管又は大気弁付通気管とし、無弁通気管の場合は危規則第20条第1項第1号イ及びロ、大気弁通気管の場合は同項第2号イに示す構造とする。  
なお、通気管の先端は、第5.5（2）アによる。

6 引火防止措置（第2項第5号）

「引火を防止するための措置」は、通気管の先端に40メッシュ程度の銅網若しくはステンレス網を張るか、又はこれと同等以上の引火防止性能を有する方法による。

7 危険物の量を自動的に表示する装置（第2項第6号）

（1）「見やすい位置」とは、タンクへの受入れ作業を行う際に、内容量が容易に確認できる位置をいう。

（2）ガラス管を用いる装置は原則認められないが、硬質ガラス管を使用し、これを金属管で保護し、かつ、ガラス管が破損した際に自動的に危険物の流出を停止する装置（ボール入自動停止弁等）を設けた場合は、条例第34条の3を適用し、当該装置を危険物の量を自動的に表示する装置とすることができる。

8 注入口、弁（第2項第7号）

（1）「火災予防上支障のない場所」とは、次による。

ア 火気使用場所と防火上有効に遮へいされた場所

イ 引火点40℃未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの注入口の設置にあっては、可燃性蒸気の滞留するおそれのある階段、ドライエリア等を避けた場所

（2）注入口を他の屋外タンク等の注入口と併設する場合は、注入口のふたに容易に識別でき、かつ、容易に消えない方法で表示をする。

（3）注入口又はタンク直近に設ける弁（バルブ、コック等）は金属製のものであり、かつ、漏れない構造であること。

9 緩衝装置（第2項第9号）

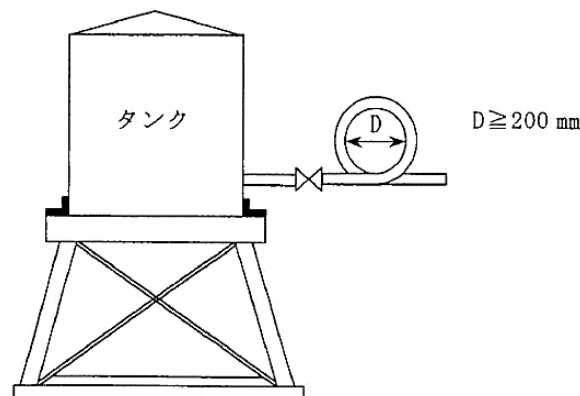
「地震等により当該配管とタンクとの結合部分に損傷を与えないように設置する」とは、次による。

（1）配管結合部の直近に可とう管継手を設ける。この場合において、当該継手は、耐熱性を有し、かつ、地震動等により容易に離脱しないものであること。

（2）可とう管継ぎ手のうちベローズ形伸縮継手を用いる場合は、次の表の左欄に掲げる管の呼び径に応じ、同表の右欄に掲げる長さを有するものとする。

| 管の呼び (A)    | 長さ (mm) |
|-------------|---------|
| 25 未満       | 300     |
| 25 以上 50 未満 | 500     |
| 50 以上       | 700     |

(3) 配管が著しく細く、可とう管継ぎ手を設けることができない場合にあっては、当該配管のタンク直近部分を内径200mm以上のループ状とする等の措置を講じる。



#### 10 流出防止措置（第2項第10号）

##### (1) 液体の危険物

「液体の危険物」には、第4類以外の液体の危険物も含まれる。

##### (2) 流出防止措置である流出防止堤は、次による。

ア 流出防止堤は、コンクリートのほか鋼板等で造られたもの又は鉄筋コンクリートブロック造とする。

イ 流出防止堤の容量は、タンクの容量（1の流出止めに2以上のタンクがある場合にあっては、容量が最大となるタンクの容量）の全量を収容できるものとする。

ウ 流出防止堤内の地盤面は、コンクリート等のしや油製を有する特定不燃材料で被覆する。

エ 流出防止堤に水抜口を設ける場合は弁付水抜口とする。

#### 11 底板の腐食防止措置（第2項第11号）

「底板の外面の腐食を防止するための措置」とは、地盤面の表面にアスファルトサンド又はアスファルトモルタルを敷設するか、又は底板の外面にコールタールエナメル等の塗装を施す方法がある。

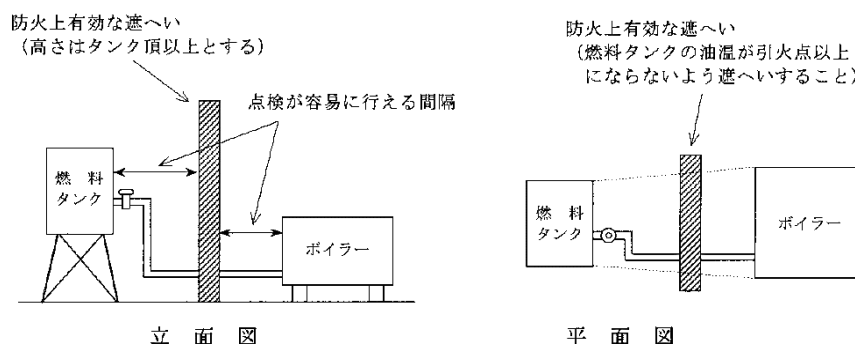
## 屋内タンク

第6 屋外タンク（10、11を除く。）の例によるほか、次による。

### 1 タンクと壁又は工作物等との距離

- (1) タンクと壁又は工作物等（ボイラー等を除く。）との間には、点検等を行う場合の必要な空間（おおむね30cm）が確保されていること。
- (2) ボイラー等を併設する場合は、(1) によるほか、タンクとボイラー等のたき口との水平距離を2m以上すること、又はタンクとボイラー等のたき口との間に、タンク頂部まで達する高さの防火上有効な遮へいを設けること。

なお、この場合、遮へいとタンク及びボイラー等との間に点検が容易に行える間隔を保つこと。



### 2 有効な通気管又は通気口（第2項第4号）

通気管の先端を当該タンク上部に設ける場合は、先端の位置が危険物の流出を防止するための有効な措置の範囲内であるか、又はタンク室内であること。

また屋上に設置するものを除く屋内のタンクにあつては、原則無弁通気管とし、危政令第20条第1項第1号イ及びロ、並びに同条第2項第2号に示す構造とする。

なお、屋内のタンクについて、原則大気弁付通気管は認められないが、当該大気弁から放出された可燃性蒸気を有効に屋外に放出でき、なおかつ当該タンク内の圧力が5kPaを超えないものであれば、有効な通気管又は通気口として認めて差し支えない。

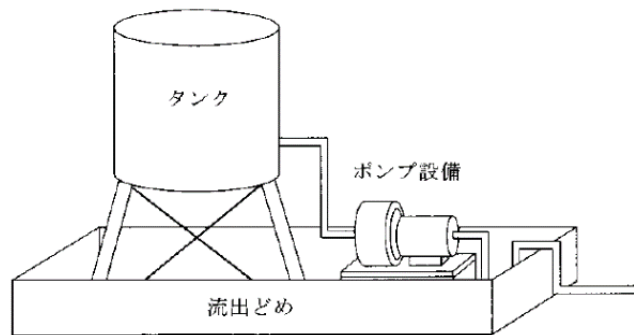
屋内のタンクに無弁通気管（大気弁付通気管を設置し、放出された可燃性蒸気を有効に屋外に放出するための管等を含む。）を設置する場合には危政令第20条第2項第1号（敷地境界線から1.5m以上離す規定を除く。）を指導する。

### 3 流出防止措置（第2項第10号）

- (1) コンクリート造の流出どめのほか、金属板又は、内側を危険物が浸透しない構造としたコンクリートブロックなどが認められる。
- (2) 流出どめの容量は、当該流出どめ内にあるタンクの全容量を収容できるもの

とする。なお、タンクをタンク室内に設置する場合で、流出止めとタンク室出入口の敷居等を組み合わせることによりタンクの全容量を収容できる場合についても認められる。

- (3) 流出防止堤内には、当該流出止め内に存するタンクに付随する設備（配管を含む。）以外の設備を設置しないこと。
- (4) ポンプ設備は、原則として流出止めの外に設けること。ただし、流出防止堤の高さ以上の位置に設ける場合はこの限りでない。

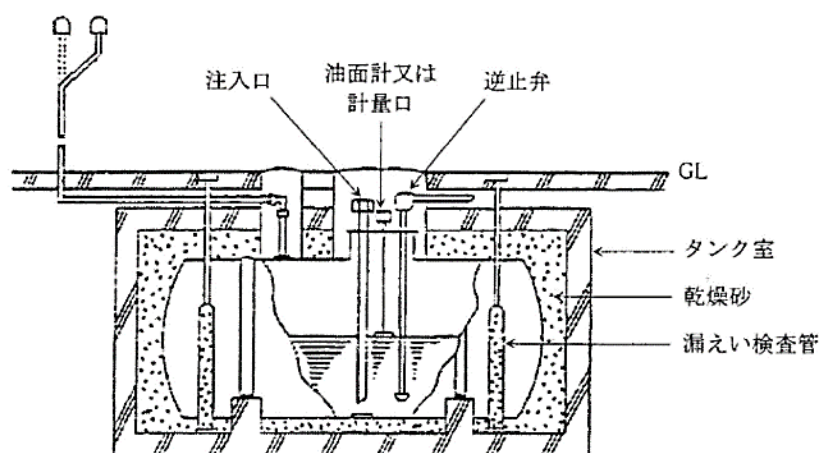


## 第7 地下タンクの基準（条例第31条の5）

### 1 タンクの設置方法、タンクの外面保護（第2項第1号）

第6屋外タンク5～8の例によるほか、次による。

（1）タンクは、地盤面下に設けられたコンクリート造等のタンク室に設置する。



ただし、二重殻タンク、危険物の漏れを防止することが出来る構造（以下「漏れ防止構造」という。）を有するタンク又はFRPタンクを設置する場合にあっては、この限りではない。

なお、二重殻タンクとは危政令第13条第2項に、漏れ防止構造を有するタンクとは危政令第13条第3項の規定にそれぞれ適合するものをいう。

二重殻タンク又は漏れ防止構造を有するタンク以外のタンクをタンク室に設置する場合は、そのタンクの外面を危規則第23条の2の方法により保護する。ただし、FRPタンク等腐食しにくい材質で作られているタンクについてはこの限りではない。

（2）コンクリート造等のタンク室は、次の構造を満たすものとする。

ア 側壁及び底は、厚さ0.2m以上のコンクリート造のもの又はこれと同等以上の強度を有する鉄筋コンクリート増のものであること。

イ ふたは、厚さ0.2m以上の鉄筋コンクリート造のもの又はこれと同等以上の強度を有する特定不燃材料で造られたものとする。ただし、自動車の荷重がかかるおそれのない等、安全上支障がないと認められる場合には、ふたの厚さについてはこの限りでない。

（3）タンクの埋設については、次による。

ア タンクの固定方法は、締付バンド又はボルト等により固定する。この場合において、バンドの固定及びボルト等にはさび止めの塗装がされていること。

イ タンクとタンク室の内側との間は、0.1m以上の間隔を保つものとし、

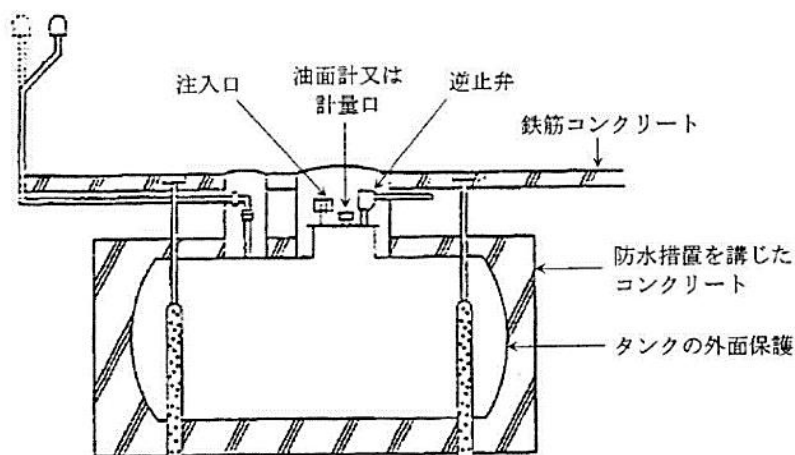
当該タンクの周囲に乾燥砂又は人工軽量骨材のうち細骨材を充てんする。

(4) 二重殻タンクの設置方法

危政令第13条第2項に規定する地下タンク貯蔵所の例により設置する。

(5) 漏れ防止構造を有する地下タンクの設置方法

危政令第13条第3項に規定する地下タンク貯蔵所の例により設置する。



(6) 「エポキシ樹脂、ウレタンエラストマー樹脂、強化プラスチック又はこれらと同等以上の防食性を有する材料により有効に保護されている場合」とは、危告令第4条の4第2項に示す方法により保護された場合をいう。

2 構造（第2項第2号）

「タンクに直接荷重がかからない」とは、次の構造を満たすものをいう。

ア 鉄筋コンクリートの支柱又は鉄筋コンクリート管を用いた支柱によってふたを支える等の方法がある。

イ ふたの構造については、1（2）イによる。

ウ タンクのマンホール（ふたを含む。以下同じ。）は、タンク本体（胴）と同等以上の強度を有するものとする。

エ タンクには、危険物を加熱するための設備を設けないこと。

3 タンクの基礎（第2項第3号）

「堅固な基礎」とは、1（2）アによる。

4 タンク本体の構造（第2項第4号）

(1) 「これと同等以上の強度を有する金属板」は、次式により算出された数値以上の厚さを有する金属板とする。

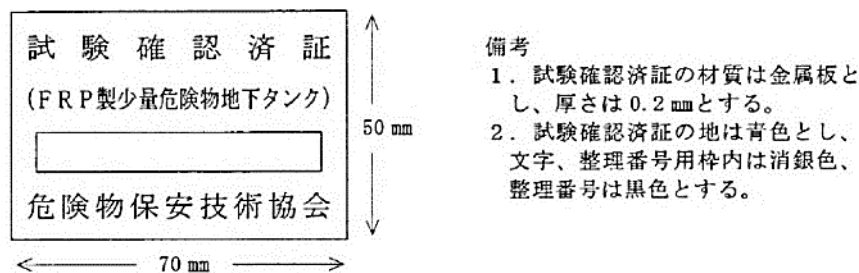
$$t = \frac{400}{\sigma} \times 3.2$$

$t$  : 使用する金属板の厚さ (mm)

$\sigma$  : 使用する金属板の引張強さ (N/mm<sup>2</sup>)

- (2) 「これと同等以上の性能を有するガラス繊維強化プラスチック（以下「FRP」という。）」で造られたタンクは次による。

なお、危険物保安技術協会の認定品は、同等以上の性能を有するものとして扱って支障ない。



試験確認済証

#### ア FRPの材質等

- (ア) 樹脂は、JIS K 6919「繊維強化プラスチック用液状不飽和ポリエステル樹脂」に適合する樹脂（UP-CM）又はこれと同等以上の性能（耐薬品及び機械的強度）を有する樹脂が用いられているとともに、当該JIS規格に適合しているものであること。
- (イ) 強化剤はJIS R 3411「ガラスチョップドストランドマット」、JIS R 3412「ガラスロービング」、JIS R 3413「ガラス糸」、JIS R 3415「ガラステープ」、JIS R 3416「処理ガラスクロス」又はJIS R 3417「ガラスロービングクロス」に適合するガラス繊維のいずれか又はこれらが組み合わされて使用されているとともに、当該JIS規格に適合しているものであること。
- (ウ) タンクに使用する着色材・安定剤は、樹脂及び強化剤の品質に悪影響を与えないとともに、材料試験等により耐薬品性を有していることが確認されていること。

#### イ FRPタンクの安全な構造

FRPタンクは、次に掲げる荷重が作用した場合において、変形が当該タンク直径の3%以下であり、かつ、曲げ応力度比（曲げ応力を許容曲げ応力で除したものをいう。）の絶対値と軸方向応力度比（引張応力は圧縮応力を許容軸応力で除したものをいう。）の絶対値の和が、1以下である構造としなければならない。この場合において、許容応力を算定する際の安全率は、4以上の値とする（資料第7「FRPタンクの安全な構造」参照）。

#### ウ 貯蔵し、又は取り扱うことができる危険物

- (ア) JIS K 2202の「自動車ガソリン」
- (イ) JIS K 2203の「灯油」

(ウ) JIS K 2204の「軽油」

(エ) JIS K 2205の「重油」

(オ) その他、FRPタンクを劣化させるおそれのないもの

9 タンクの損傷防止措置（第2項第5号）

「底板にその損傷を防止するための措置」とは、計量口直下の底板にタンク本体と同じ材質及び板厚によるあて板を溶接する措置をいう。

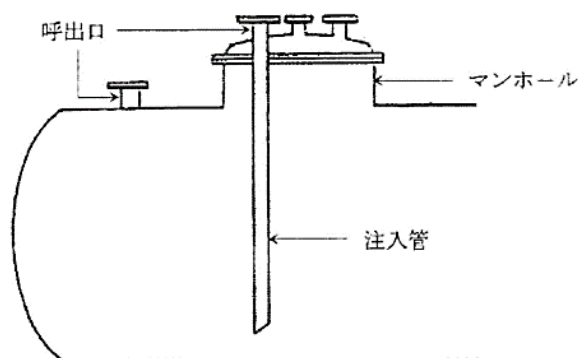
10 配管（第2項第6号）

(1) 配管呼出口（配管を接続するために、タンクに設けるもの。以下「呼出口」という。）の材質は、タンクの材質と同等以上のものとし、かつ、タンクの頂部に設ける。

(2) 配管は、第3.20による。

(3) 配管は、呼出口に長さ0.2m以上の伸縮管継手を介して接続する。ただし、呼出口とタンク胴体又はマンホールとの接合部に十分な強度を有する補強をしてある場合は、この限りでない。

(4) 第3.19(1)に掲げる危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクには、タンクの底板付近に達する注入管を設けるよう指導する。



11 漏えい検知管等（第2項第7号）

(1) 漏えい検知管（地下タンクの周囲に設けた管により液体の危険物の漏れを検知する設備。以下、本章において同じ。）の構造については、以下のとおりとする。

ア 材質は、金属又は硬質塩化ビニル等、貯蔵する危険物に侵されないものとする。

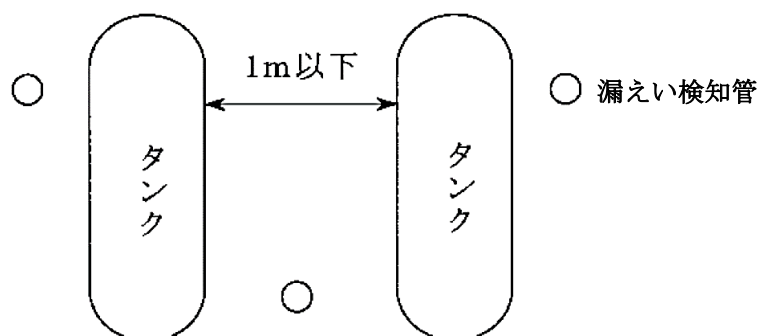
イ 長さは、地盤面からタンク基礎までとすること。

ウ 構造は、小孔を有する二重管とすること。ただし、タンクの水平中心線から上部は、小孔のない単管とすることができる。

エ 上端部は、水の浸入しない構造とし、かつ、ふたは、点検等の際容易に開放できるものとする。

オ 小孔は、内外管ともおおむね下端からタンク中心までとする。ただし、地下水位の高い場所では地下水位上方まで小孔を設けること。

(2) 2以上の地下タンクを1 m以下に接近して設ける場合の漏えい検知管の設置は、次図の例によることができるものとする。



(3) 「危険物の漏れを検知する設備」には、次のものが該当する。

ア 漏えい検知管

イ 二重殻タンクに設置される危険物の漏れを常時検知するための設備又は危険物の漏れを検知する設備

ウ 危規則第62条の5の2第1項第1号ロに規定する危険物の微小な漏れを検知する措置のうち、貯蔵量の変化を常時監視する設備

## 第8 移動タンクの基準（条例第31条の6）

### 2 注入ホース（第1項第1号）

- （1）材質は、取り扱う危険物によって侵されるおそれのないものであること。
- （2）長さは、必要以上に長くないこと。
- （3）結合金具は、危険物の取扱い中に危険物が漏れるおそれのないねじ式結合金具、突合せ固定式結合金具等であること。
- （4）結合金具は、摩擦等により火花を発し難い材質で造ること。当該材質として、真鍮、アルミ、ステンレス等がある。
- （5）結合金具及び注入ホースは、取扱い中の圧力等に十分耐える強度を有すること。
- （6）注入ノズルを設ける場合は、危険物の取扱いに際し、手動開閉装置の作動が確実であり、かつ、危険物が漏れるおそれのない構造であること。ただし、手動開閉装置を開放の状態で固定する装置を備えたものは認められない。

### 3 移動タンクからの容器の詰替え等（第1項第2号）

#### （1）移動タンクからの容器への詰替え

- ア 「安全な注油に支障がない範囲の注油速度」とは、灯油60ℓ/分、軽油180ℓ/分以下の速度とする。
- イ 満量停止制御装置（資料第8「満了停止制御装置の構造例」参照）が設けられている注入ノズルで行うよう指導する。
- ウ 容器の据付箇所に危険物の漏れ、拡散を防止するための受皿を設ける等の安全対策を講じるよう指導する。

#### （2）移動タンクから自動車等への直接給油の禁止

原則として、移動タンクから自動車等の燃料タンクへ直接給油することはできない。ただし、次の場合にはこの限りではない。なお、給油ノズル及び給油速度は（1）による。

- ア 建設現場等の定められた工事範囲内で限定的に使用され、一般公道を走行できない土木建設重機等に引火点40℃以上の危険物を給油する場合
- イ 災害現場で活動中の自動車等に引火点40℃以上の危険物を給油する場合

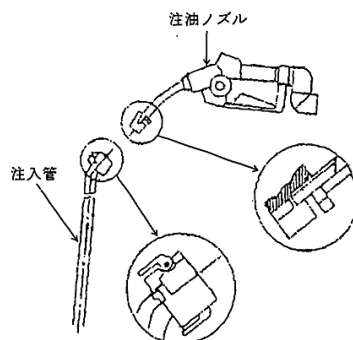
### 4 接地導線（第1項第3号）

- （1）「静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物」とは、第4類の特殊引火物、第1石油類及び第2石油類及び導電率が $10^{-8}\text{S/m}$ （ジーメンズ/メートル）以下の危険物をいう。
- （2）接地導線は、次による。
  - ア 接地導線は、良導体の導線を用いビニール等の絶縁材料で被覆したもの又はこれと同等以上の導電性、絶縁性及び損傷に対する強度を有すること。

イ 接地電極等と緊結することができるクリップ等が取り付けられていること。

## 5 注入管（第1項第4号）

「注入管を用いる」には、次の方法がある。



## 6 火災予防上安全な場所（第2項第1号）

「火災予防上安全な場所」とは、移動タンクの所有者等が必要な措置を講じることが可能な場所であって、火気を使用する設備が付近に設けられていない場所をいう。

## 7 タンク本体の板厚（第2項第2号）

「厚さ 3.2 mm 以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料」とは、次式により算出した数値以上の厚さを有する金属板とする。ただし、最小板厚は 2.8 mm 以上とする。

$$t = \sqrt[3]{\frac{400 \times 21}{\sigma \times A}} \times 3.2$$

$t$  : 使用する金属板の厚さ (mm)

$\sigma$  : 使用する金属板の引張強さ (N/mm<sup>2</sup>)

$A$  : 使用する金属板の伸び (%)

| 材質名       | JIS 記号      | 引張強さ<br>(N/mm <sup>2</sup> ) | 伸び<br>(%) | 計算値<br>(mm) | 板厚最小値<br>(mm) |
|-----------|-------------|------------------------------|-----------|-------------|---------------|
| ステンレス鋼板   | SUS 304     | 520                          | 40        | 2.37        | 2.8           |
|           | SUS 316     | 520                          | 40        | 2.37        | 2.8           |
|           | SUS 304L    | 480                          | 40        | 2.43        | 2.8           |
|           | SUS 316L    | 480                          | 40        | 2.43        | 2.8           |
| アルミニウム合金板 | A5052P-H34  | 235                          | 7         | 5.51        | 5.6           |
|           | A5083P-H32  | 305                          | 12        | 4.23        | 4.3           |
|           | A5083P-O    | 275                          | 16        | 3.97        | 4.0           |
|           | A5083P-H112 | 285                          | 11        | 4.45        | 4.5           |
|           | A5052P-O    | 175                          | 20        | 4.29        | 4.3           |
| アルミニウム板   | A1080P-H24  | 85                           | 6         | 8.14        | 8.2           |
| 溶接構造用圧延鋼材 | SM490A      | 490                          | 22        | 2.95        | 3.0           |
|           | SM490B      | 490                          | 22        | 2.95        | 3.0           |
| 高耐候性圧延鋼材  | SPA-H       | 480                          | 22        | 2.97        | 3.0           |

8 タンクの固定（第2項第3号）

（1）「これに相当する部分」とは、シャーシフレームのない車両にあっては、メインフレーム又はこれと一体となっているクロスメンバー等をいう（資料第9「移動タンクの固定例」参照）。

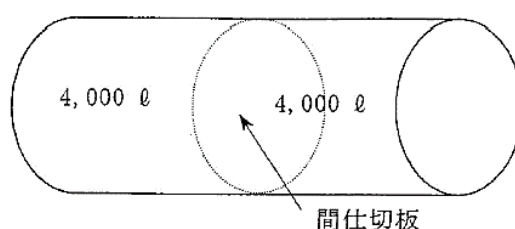
（2）タンクをシャーシフレーム等にUボルトにより固定した場合と同等以上の強度を有する場合は、Uボルト以外の固定も認められる。

9 安全装置（第2項第4号）

安全装置は、タンク頂部に設けること。

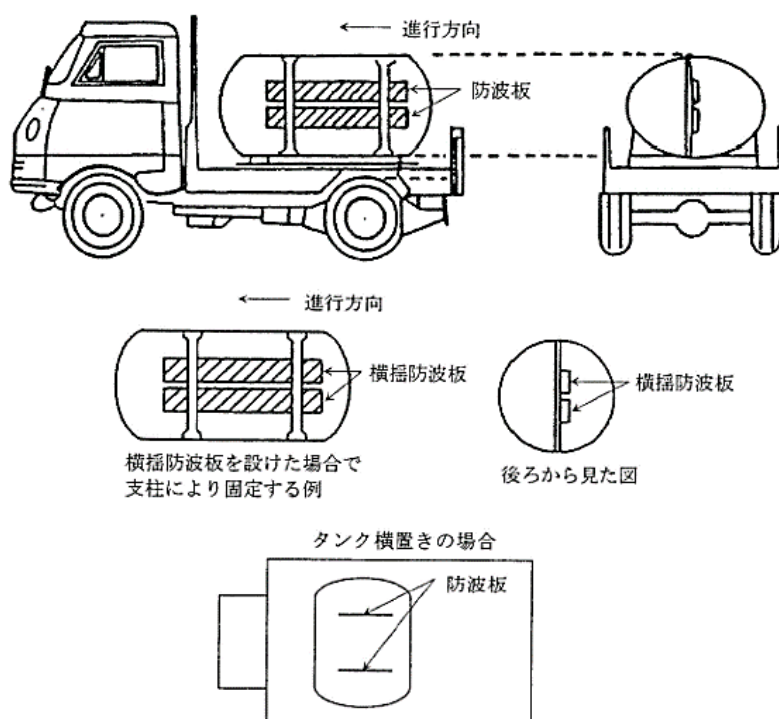
10 間仕切り（第2項第5号）

「同等以上の機械的性質を有する材料で設ける」間仕切りの板厚は、前7の例による。



11 防波板（第2項第6号）

（1）防波板は、タンクの移動方向と平行に設ける。



（2）容量が2,000ℓ以上のタンク（間仕切板によって間仕切られているタンクはタンク室）に設ける防波板は、危政令第24条の2の9の規定の例により設けるよう指導する。

- (3) 「これと同等以上の機械的性質を有する材料」は、次式により算出された数値以上の厚さを有する金属板とする。

$$t = \sqrt{\frac{270}{\sigma}} \times 1.6$$

$t$  : 使用する金属板の厚さ (mm)

$\sigma$  : 使用する金属板の引張強さ (N/mm<sup>2</sup>)

| 材質名       | JIS 記号     | 引張強さ<br>(N/mm <sup>2</sup> ) | 計算値<br>(mm) | 板厚最小値<br>(mm) |
|-----------|------------|------------------------------|-------------|---------------|
| 冷間圧延鋼板    | SPCC       | 270                          | 1.60        | 1.6           |
| ステンレス鋼板   | SUS 304    | 520                          | 1.16        | 1.2           |
|           | SUS 316    | 520                          | 1.16        | 1.2           |
|           | SUS 304L   | 480                          | 1.20        | 1.2           |
|           | SUS 316L   | 480                          | 1.20        | 1.2           |
| アルミニウム合金板 | A5052P-H34 | 235                          | 1.72        | 1.8           |
|           | A5083P-H32 | 315                          | 1.49        | 1.5           |
|           | A5052P-H24 | 235                          | 1.72        | 1.8           |
|           | A6N01S-T5  | 245                          | 1.68        | 1.7           |
| アルミニウム板   | A1080P-H24 | 85                           | 2.86        | 2.9           |

12 マンホール及び注入口のふた (第2項第7号)

同等以上の機械的性質を有する材料」は、前7の例による厚さを有する金属板とする。

13 防護柵 (第2項第8号)

- (1) 防護柵の高さは、マンホール、注入口、安全装置等の付属装置より高くすること。

- (2) 防護柵は、厚さ2.3mm以上の鋼板とする。ただし、これ以外の金属板で造る場合は、次式により算出された数値以上の厚さのものとする。

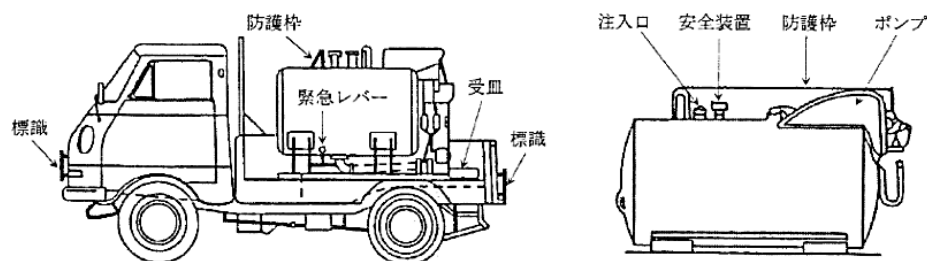
$$t = \sqrt{\frac{270}{\sigma}} \times 2.3$$

$t$  : 使用する金属板の厚さ (mm)

$\sigma$  : 使用する金属板の引張強さ (N/mm<sup>2</sup>)

| 材質名       | JIS 記号     | 引張強さ<br>(N/mm <sup>2</sup> ) | 計算値<br>(mm) | 板厚最小値<br>(mm) |
|-----------|------------|------------------------------|-------------|---------------|
| 冷間圧延鋼板    | SPCC       | 270                          | 2.30        | 2.3           |
| ステンレス鋼板   | SUS 304    | 520                          | 1.66        | 1.7           |
|           | SUS 316    | 520                          | 1.66        | 1.7           |
|           | SUS 304L   | 480                          | 1.73        | 1.8           |
|           | SUS 316L   | 480                          | 1.73        | 1.8           |
| アルミニウム合金板 | A5052P-H34 | 235                          | 2.47        | 2.5           |
|           | A5083P-H32 | 315                          | 2.13        | 2.2           |
|           | A5052P-H24 | 235                          | 2.28        | 2.3           |
|           | A6N01S-T5  | 245                          | 2.64        | 2.7           |
| アルミニウム板   | A1080P-H24 | 85                           | 4.10        | 4.1           |

(3) 防護枠は、山型又はこれと同等以上の強度を有する形状とする。



#### 14 非常の場合に直ちに閉鎖することができる弁等（第2項第9号）

- (1) 「非常の場合に直ちに閉鎖することができる弁等」は、必ずしもレバーの操作により閉鎖するものに限らないが、移動タンクの周囲から容易に閉鎖操作を行えるものでなければならない。
- (2) 「緊急レバー」等の文字を容易に識別できる大きさ及び色で、見やすい位置に表示する。

#### 15 電気設備（第2項第11号）

- (1) 「可燃性の蒸気が滞留するおそれのある場所」とは、引火点40℃未満の危険物を貯蔵し、又は取扱う移動タンクの防護枠内若しくは、ポンプ設備が収納されている場所等密閉された部分等が該当する。
- (2) 「可燃性の蒸気に引火しない構造」とは、防爆性能を有する構造をいう。

#### 16 その他

移動タンクには、条例第46条に規定する少量危険物貯蔵取扱所の設置（変更）届出書の写しを備えるよう指導する。

## 第9 消火設備

### 1 移動タンク以外の少量危険物貯蔵取扱所

- (1) 法第17条第1項の規定の適用を受ける場合は、その規定に基づいた消火設備を設ける。
- (2) 法第17条第1項の規定の適用を受けない屋外の少量危険物貯蔵取扱所については、貯蔵、又は取り扱う危険物に適合する第5種の消火設備を設ける。

### 2 移動タンク

当該施設において、危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、消火器の技術上の規格を定める省令（昭和39年9月17日自治省令第27号）第8条に規定する自動車用の消火器を1個以上設けるよう指導する。

なお、自動車用の消火器とは、一般の消火器の試験内容に加えて同政令第30条に規定する振動試験が実施されたもので、「自動車用」と表示されたものである。

#### 【参考】消火器の技術上の規格を定める省令

（自動車用消火器）

第8条自動車に設置する消火器（以下「自動車用消火器」という。）は、強化液消火器（霧状の強化液を放射するものに限る。）、機械泡消火器（化学泡消火器以外の消火器をいう。以下同じ。）、ハロゲン化物消火器、二酸化炭素消火器又は粉末消火器でなければならない。

## 第 10 少量危険物の貯蔵及び取扱いに係る設備の維持管理（第 31 条の 8）

### 1 適正に維持管理

「適正に維持管理」とは、危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク、配管等は、技術上の基準に適合するよう適時適正に維持管理されなければならないことを確認的に規定したものであり、消防法で規定されている点検記録の保存等、許可施設と同等の措置をする必要はない。

### 2 維持管理義務者

維持管理義務者は、少量危険物貯蔵取扱所の所有者、管理者又は占有者とする。